



田中伊三次君 田中 藤作君  
三田村武夫君 信正 義雄君  
原 玉重君 水谷長三郎君  
第七部選出計算委員 木村 武雄君  
一、去八日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ  
第六部選出懲罰委員 濱田 尚友君  
農業團體法中改正法律案(政府提出)  
外一件委員  
委員長 川崎巳之太郎君  
理事 仲西 三良君 松延彌三郎君  
北 勝太郎君  
刑事訴訟法中改正法律案(一松定吉  
君外五十五名提出)委員  
委員長 一松 定吉君  
理事 伊藤 清君 今成留之助君  
田中伊三次君  
一、去八日ニ於ケル特別委員理事補闕  
選舉ノ結果左ノ如シ  
農地調整法中改正法律案(政府提出)  
委員  
理事 鈴木甚四郎君(理事小笠原  
八十美君若八日理事辭任  
ニ付某ノ補闕)  
農地調整法中改正法律案(政府提出)  
委員  
理事追加 小笠原八十美君

一、去八日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ  
農地調整法中改正法律案(政府提出)  
農業團體法中改正法律案(政府提出)  
外一件委員  
勝在阿子島俊治君(補爾長内 健榮君  
勝在真崎 勝次君(補爾眞藤慎太郎君  
刑事訴訟法中改正法律案(一松定吉  
君外五十五名提出)委員  
勝在水谷長三郎君(補爾菊地義之輔君  
一、昨九日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタ  
ル常任委員左ノ如シ  
第四部選出豫算委員 田中 貢君  
第一 勞働組合法案(政府提出)  
第一讀會 第一 勞働組合法案  
第一條 總則  
第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體  
交渉權ノ保護助成ニ依リ勞働者ノ  
地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄  
興スル所ト以テ目的トス  
刑法第五十五條ノ規定ハ勞働組合  
ノ團體交渉ノ他ノ行爲ニシテ前  
項ニ攝タル目的ヲ達成スル爲爲シ  
タル正當ナルモノニ付適用アルモ  
ノトス

**第二條** 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體トナリテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ參加ヲ許スモノ  
二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ  
**三** 共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ  
**四** 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ  
**第三條** 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賞金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ  
**第四條** 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ  
前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲ストヲ得但シ勞働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
**第二章** 勞働組合

立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約並  
役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届  
出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出タル事項ニ  
變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内  
ニ之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル  
場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當  
セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依  
リ勞働委員會ノ決議ニ依リ行政官  
廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ勞働組合トシテ設立  
シタルモノ第二條ニ該當セザルニ  
至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項  
ヲ記載スベシ

一 名稱

二 主タル事務所ノ所在地

三 法人タル組合ニ在リテハ法人  
タルコト

四 目的及事業

五 組合員又ハ構成團體ニ關スル  
規定

六 會議ニ關スル規定

七 代表者其ノ他役員ニ關スル規  
定

八 組合費其ノ他會計ニ關スル規  
定

九 規約ノ變更ニ關スル規定

第八條 規約法令ニ違反スルトキハ  
命令ノ定ムル所ニ依リ勞働委員會  
ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更  
ヲ命ズルコトヲ得

第九條 勞働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ  
第十條 勞働組合ノ代表者又ハ其ノ團體組合員ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト勞働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス

第十一條 使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他之ニ對シ不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

使用者ハ勞働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ屢々條件ト爲スコトヲ得ズ

第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行為ニシテ正當ナルモノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ勞働組合又ハ其ノ組合員ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十三條 勞働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 勞働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二 破產

三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決議

四 第六條ノ規定ニ依ル決定

五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

**第十五條** 勞働組合慶法令ニ違反シ  
安寧秩序ヲ紊乱タルトキハ勞働委  
員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ勞働組  
合ノ解散ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必  
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
**第十六條** 勞働組合ハ其ノ主タル事  
務所ノ所轄地ニ於テ登記ヲ爲スニ  
因リテ法人タルモノトス  
本法ニ規定スルモノノ外勞働組合  
ノ登記ヲ關シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ニ規定スルモノノ外勞働組合  
ノ登記ヲ關シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

**第二十條** 勞働協約ニハ三年ヲ超ユ  
ル有效期間ヲ定ムルコトヲ得ズ  
ルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之  
ヲ遵守シ勞働能率ノ増進ト產業平  
和ノ維持トニ協力スベキモノトス  
**第二十一條** 勞働協約締結セラレタ  
ルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之  
ヲ遵守シ勞働能率ノ増進ト產業平  
和ノ維持トニ協力スベキモノトス  
**第二十二條** 勞働協約ニ定ムル勞働  
條件其ノ他ノ勞働者ノ待遇ニ關ス  
ル規準ニ當該勞働協約ニ依リ規準  
決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存  
スルトキハ其ノ定メタル規準ヲ含  
ム以下同ジニ違反スル勞働契約  
ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ  
於テ無効ト爲リタル部分ハ規準ノ  
定ムル所ニ依ル勞働契約ニ定ナキ  
部分ニ付亦同ジ

**第十七條** 民法第四十三條、第四十  
四條、第五十條、第五十二條乃至  
第五十九條及第七十二條乃至第八  
十三條並ニ非訟事件手續法第三十  
五條、第三十六條、第三十七條ノ  
二、第一百三十六條第一項、第一百三  
十七條及第一百三十八條ノ規定、法  
人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス  
**第十八條** 法人タル勞働組合ニハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ所得稅及法人  
稅ヲ課セズ

**第三章 勞働協約**

**第十九條** 勞働組合ト使用者又ヘ其  
ノ團體トノ間ノ勞働條件其ノ他ニ  
關スル勞働協約ハ書面ニ依リ之ヲ  
爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

**第二十條** 勞働組合ハ其ノ主タル  
トキハ協約當事者ノ双方又ハ一方  
ノ申立ニ基キ勞働委員會ノ決議ニ  
依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ從業  
業スル他ノ同種ノ勞働者及其ノ使  
用者モ當該勞働協約第一項ノ規

**第二十一條** 勞働組合ハ當該地域ニ  
於テ從業業スル他ノ同種ノ勞働者  
及其ノ使用者モ當該勞働協約第一項  
ノ規定ニ依リテ之ヲ適用ス

**第二十二條** 勞働組合ハ當該地域ニ  
於テ從業業スル他ノ同種ノ勞働者  
及其ノ使用者モ當該勞働協約第一項  
ノ規定ニ依リテ之ヲ適用ス

**第二十三條** 一ノ工場事業場ニ常時  
使用セラル同種ノ勞働者ノ數ノ  
四分ノ三以上ノ數ノ勞働者ガ一ノ  
勞働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタ  
ルトキハ當該工場事業場ニ使用セ  
ラル他ノ同種ノ勞働者ニ關シテ  
モ當該勞働協約ノ適用アルモノ  
トス

**第二十四條** 一ノ地域ニ於テ從業ス  
ル同種ノ勞働者ノ大部分ガ一ノ勞  
働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタル  
トキハ協約當事者ノ双方又ハ一方  
ノ申立ニ基キ勞働委員會ノ決議ニ  
依リ行政官廳ハ當該地域ニ於テ從業  
業スル他ノ同種ノ勞働者及其ノ使  
用者モ當該勞働協約第一項ノ規

**第二十五條** 勞働協約ニ當該勞働協  
約ニ關シ紛争アル場合調停又ハ仲  
裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調  
停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟  
罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ爭議行  
爲スコトヲ得ズ

**第二十六條** 使用者ヲ代表スル者、  
勞働者ヲ代表スル者及第三者各同  
數ヨノ成ル勞働委員會ヲ設ク  
ルトキハ當該工場事業場ニ使用セ  
ラル他ノ同種ノ勞働者ニ關シテ  
モ當該勞働協約ノ適用アルモノ  
トス

**第二十七條** 勞働委員會ハ勞働條件ノ改善ニ關  
シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得  
スルトキハ勞働委員會ハ其ノ實情ヲ調  
査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政

**第二十八條** 勞働委員會ハ公益上必  
要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ  
請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開ス  
ルコトヲ得

**第二十九條** 勞働委員會其ノ事務ヲ  
行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ  
其ノ團體、勞働組合其ノ他ノ關係  
者ニ對シ出頭ヲ求メ、報告ヲ徵シ  
若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求  
メ又ハ委員若ハ第二十六條第四項  
ハ使用者ヲ代表スル者及勞働者ヲ  
ノ命令ヲ以テ定ムル職員(以下職  
員ト稱ス)ヲチ關係工場事業場  
ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類  
其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト  
ヲ得

**第三十條** 勞働委員會ノ委員若ハ委  
員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリ  
シ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル  
祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ  
ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サ

**第三十一條** 第三章ノ規定ハ勞働委  
員會ノ關與シタル勞働條件其ノ他  
ノ勞働者ノ待遇ニ關スル規準ニ關  
スル協定ニシテ勞働組合其ノ當事  
者タラザルモノニ付之ヲ准用ス  
トキハ勞働委員會ハ其ノ實情ヲ調  
査シ改善ノ具體案ヲ作成シテ行政

**第三十二條** 一定ノ勞働者ノ勞働條  
件其ノ他ノ勞働者ノ待遇ニ關スル規  
準ニ依リ修正アリタルモノヲ含  
ム)ノ適用ヲ受クベキコトノ決  
定ヲ爲スコトヲ得協約當事  
者ノ申立ナキ場合ト雖モ行政官廳  
必要アリト認ムルトキ亦同ジ  
當該勞働協約ニ不適當ナル定アリ  
ト認ムルトキハ之ヲ修正スルコト  
ヲ得

**第三十三條** 勞働委員會ハ第六條、  
第八條、第十五條、第二十四條及  
第三十三條ニ規定スルモノノ外左  
ノ事務ヲ掌ル

**第三十四條** 第三十條ノ規定ニ違反  
シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

**第三十五條** 第二十九條ノ規定ニ違  
反シ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告  
ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サ



政府案ニ依リマスレバ、經濟的、社會的、政治的ト云フ三ツノ字句ガ削除サレシテ、單ニ労働者ノ地位ノ向上トノ規定サレサ居リマスルガ、其ノ變更サレマシタル理由ヲ御尋不致シタイ

ノデアリマス

第二ニ御伺ヒ致シタインハ、本法案

官、消防職員、監獄勤務者ヲ除ク官公

吏並ニ國又ハ公共團體ノ使用者ニ關シ

チハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ

得ト規定サレテ居ルガ、如何ナル點ニ

付キマシテ「般労働者ト違ツタ規定ヲ

勅令ニ於テ定ムル御方針デアルカ、其

ノ骨子竝ニ其ノ立法サレタル理由、外

國ノ立法例ヲ此處ニ政府ニ依ツテ示サ

レタインデアリマス

第三ニ御伺ヒ致シタインハ、當初ノ

厚生省案ノ第十三條ニ於キマシテハ、

組合員ガ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲

ニ特別ニ積立テタル所ノ基金ハ、政治

運動ノ爲ニ之ヲ流用スルコトハ出來ナ

イト規定ヲシテ居ツタノデアリマス、

然ルニ只今提案サレマシタル政府案ニ

依リマスルト云フト、是ガ流用シ得ル

ヤウニ改マツテ居ルノデゴザイマス、

其ノ理由竝ニ諸國ノ立法例ヲ茲ニ明カ

ニサレタイト思フノデアリマス

第四ニ御伺ヒ致シタインハ、本法運

用ニ於テ勞働委員會ノ占ムル地位ト云

任方宣シキヲ得ルカ、所謂仲裁役ニナ

ルベキ其ノ委員ノ問題デアリマスル

ガ、此ノ委員ノ選任如何ニ依ツテ、本

ノ規定サレサ居リマスルガ、其ノ變

更サレマシタル理由ヲ御尋不致シタイ

ノデアリマス

第四條第二項ニ於キマシテハ、本法案

官、消防職員、監獄勤務者ヲ除ク官公

吏並ニ國又ハ公共團體ノ使用者ニ關シ

チハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ

得ト規定サレテ居ルガ、如何ナル點ニ

付キマシテ「般労働者ト違ツタ規定ヲ

勅令ニ於テ定ムル御方針デアルカ、其

ノ骨子竝ニ其ノ立法サレタル理由、外

國ノ立法例ヲ此處ニ政府ニ依ツテ示サ

レタインデアリマス

第三ニ御伺ヒ致シタインハ、當初ノ

厚生省案ノ第十三條ニ於キマシテハ、

組合員ガ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲

ニ特別ニ積立テタル所ノ基金ハ、政治

運動ノ爲ニ之ヲ流用スルコトハ出來ナ

イト規定ヲシテ居ツタノデアリマス、

然ルニ只今提案サレマシタル政府案ニ

依リマスルト云フト、是ガ流用シ得ル

ヤウニ改マツテ居ルノデゴザイマス、

其ノ理由竝ニ諸國ノ立法例ヲ茲ニ明カ

ニサレタイト思フノデアリマス

第四ニ御伺ヒ致シタインハ、本法運

用ニ於テ勞働委員會ノ占ムル地位ト云

眞ニ良心ト誠實ト情熱トヲ以テ労働者

ノ生活安定ニ乘出サレタノカドウカ、

疑ヒナキヲ得ナイノデゴザイマス、即

チ本法案成立ノ曉ニ於テ、労働者ノ生

活ガ果シテ法案ノ豫期セラル、ガ如ク

ニ安定セラル、デアラウカ、確タルオ

デゴザイマス、本日ハ言フマデモナク

十二月ノ十日デゴザイマス、今次臨時

議會ハ會期僅カニ十八日ノ短期ノ議會

デゴザイマス、最早會期ハアト四日ヲ

残スニ過ぎナインデゴザイマス、元來

斯クノ如キ重要ナル法案ハ、當然議會

ノ弊頭ニ提案ヲ致スコトガ、ソレガ政

府ノ政治的ナ責任デアリ、眞ニ議會政

治、民主主義政治ヲ尊重スル所以デア

ルト深ク考ヘテ居ルノデアリマス（拍

手）政府ノ法案提出ガ其ノ時期ヲ失シ

タコトハ洵ニ遺憾ノ極ミデゴザイマ

ス、之ニ對スル幣原總理大臣ノ御見解

ノ弊頭ニ提案ヲ望ムナラバ、本案

ノ御尋ネラ致シマス、尙ホ斯カル重要

法案ノ圓滿ニ成立ヲ望ムナラバ、本案

上程ノ本日ノ此ノ議場ニ於テ、會期延

長ヲドノ程度委請スル御方針デアル

カ、政府ノ意圖スル所ヲ示サレテ誠意

ヲ示スノガ當然ト存ズルノデアリマス

次ニ本法案ニ依ツテ労働者ノ生活ノ

地位ヲ擁護セントスル政府ノ意圖ハ、

公吏、學校職員、會社員等、所謂定額

俸給勞働者ノ生活ハ驚クベキ物價商

ガ、此ノ委員ノ選任如何ニ依ツテ、本

ル所ノ此ノ第三者委員會ノ詮衡ノ標準

法ガ生キテ來ルカ否カラ決スルモノト

マス

第五トシテ御伺ヒ致シタインハ、政

府ガ労働者ノ生活保護ニ對シドレダケ

ノ熱意ヲ持ツテニラル、カト云フ問題

デゴザイマス、本日ハ言フマデモナク

十二月ノ十日デゴザイマス、今次臨時

議會ハ會期僅カニ十八日ノ短期ノ議會

デゴザイマス、最早會期ハアト四日ヲ

残スニ過ぎナインデゴザイマス、元來

斯クノ如キ重要ナル法案ハ、當然議會政

治、民主主義政治ヲ尊重スル所以デア

ルト深ク考ヘテ居ルノデアリマス（拍

手）政府ノ法案提出ガ其ノ時期ヲ失シ

タコトハ洵ニ遺憾ノ極ミデゴザイマ

ス、之ニ對スル幣原總理大臣ノ御見解

ノ弊頭ニ提案ヲ望ムナラバ、本案

ノ御尋ネラ致シマス、尙ホ斯カル重要

法案ノ圓滿ニ成立ヲ望ムナラバ、本案

上程ノ本日ノ此ノ議場ニ於テ、會期延

長ヲドノ程度委請スル御方針デアル

カ、政府ノ意圖スル所ヲ示サレテ誠意

ヲ示スノガ當然ト存ズルノデアリマス

次ニ本法案ニ依ツテ労働者ノ生活ノ

始端ニ手當ノ値上げノ優遇案ダケデヘ、

非常ナ速度ヲ以テ上昇致シマス明日

ト、生活物資獲得ノ困難サニ全ク茫然

自失、仕事モ手ニ付カナイ現在ノ狀況

デゴザイマス（拍手）俸給デハ家族ハ最

カ自分一人デモ食ツテ行ケナイノガ

今日ノ實情デゴザイマス、全收入百圓

ノ俸給取リガ二百圓、三百圓ナケレバ

生命ヲ維持シテ行クコトガ出來ナイノ

デゴザイマス、就職ハシテ居ツテモ、

失業者モ同様ノ經濟狀態デアリマス、

粒々辛苦ノ時著ニハ最早ヤ限度ガゴザ

イマス、衣類其ノ他道具類等ノ手持物

資ヲ以テ日々ノ食糧獲得ニ狂奔致シテ

見タ所デ、是レ亦限度ガゴザイマス、少

少ノ物價手當、家族手當デハ如何トモ

致シ難イノデゴザイマス、貯蓄モ使ヒ

居ルノデアリマス、私ノ見タ所デハ、

全国ノ勞働大衆、就中「サラリーマン」

階級、官業勞働者群ト致シマシテハ、

法律ノ制定ヨリハ差當ツテノ生活難ヲ

ドウシテ吳レルカ、謂ハバ花ヨリモ國

子ヲ切望シテ居ルノデゴザイマス、此

ノ意味ニ於キマシテ本法案提出ニ先行

シテ、現内閣トシテハ紐繩勿々ニ、先

遣言ヲ遺シテ、榮養失調デ死ンデ行ワ

タノ冷感ナル現實ハ、麁テ千數百萬

体生者ノ運命デモアルノデゴザイ

マス

第六點致シマシテ私ノ御伺ヒ致シ

タインハ、本法運用ノ基本的指導精神

ノ問題デゴザイマス、本法案第二十一

條ニ於テハ勞働協約締結セラレタル時

ニ於キマシテハ當事者互ヒニ誠意ヲ以

テ之ヲ遵守シ、能率ノ増進ト產業平和

ノ維持トニ協力スベキモノトスト規定

シテ、勞働協力主義ガ本法運用ノ基本

的ノ指導精神ニナツテ居ルト解セラル

ルノデアリマス、法的根據ニ基キ弱キ

ライキノ権利ヲ認メマシテ、此ノ後

勞働者ニ團結權ト團體交渉權ト「スト

ラブ」ノ權利ヲ認メマシテ、此ノ後

勞働者モナラ政府ノ誠意

週回ノ内容ヲ此ノ際明カニシテ、年ノ

暮ノ追ル彼等千數百萬ノ勤勞俸給勞働

者ノ爲ニ、安堵ノ途ヲ示サレタインハ

スマデモナク、最近ノ勞働者、就中官

官廳ノ任命シマスル第三委員ノ選

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

官廳ノ任命シマス

係ヲ善處セントスルコトハ、社會正義ノ上ニ於テ確カニ一段ノ進歩デゴザイタコトハ、我ガ國社會正義公平ノ爲ニ拘ニ遺憾トスル所デゴザイマス、唯併シ何ト申シマシテモ、血ヲ以テ闘ヒ取ツタ諸外國ノ勞働組合法ノ沿革ニ鑑ミニシテ、本法案ノ出發點ハ勞働者階級ト資本家階級ノ對立デアリ、闘爭デアルコトハ疑ヒセナインデアリマス、殊ニ本法案ノ立案ニ參畫致シマシタル労務法制審議會ノ答申ニ基キ、厚生省案トシテ最初内閣ニ回付セラレタル所ノ原案ノ第二條ニ於キマシテハ、勞働組合ノ「ストライキ」ニ當ツテハ、苟クモ組合ノ爲ニスル組合員ノ第一條ノ精神ニ基ク行爲ハ之ヲ罰セズト規定シ、サムシテ列舉的ニ刑法モ、暴力行爲等處罰ニ關スル法律モ、警察犯處罰令モ、行政執行法モ、出版法等ノ所謂刑罰法規並ニ取締法規ハ適用シナイト規定ヲ致シ、一見如何ナル暴行モヤリ放題デアル、取締官憲モ手ガ著ケラレナイト云々タ無警察、非法治國家的印象ノ濃厚ナ規定ガゴザイマシタ、少クトモ外法權的ナ行過ギタ保護ヲ、一方的ニ勞働組合ニノミ與ヘテ居シタ解セラル、所ノ條文ガアツタコトハ置レモナキ事實ヲゴザイマス、是テハ勞働組合ノ力ノミノ過當ニ大キクナリマシテ、本法運用ノ指導精神ニアリマスル勞資協力主義ノ實現ハ絕對ニ出來ナイト存

ザイマス、今日ノ日本ノ現状ヲ以テスレバ、敗戦日本ヲ救フ所ノ社會正義ノ基調ハ、本法ノ所謂勞資協力主義デモ、或ハ大正六、七年來唱ヘラテ居リマシタアノ生綏イ勞資協調主義デモ、或ハ戰時中勞働強制ノ武器トナツテ居リマシタル官製ノ產業報國主義デモナイト信ジマス、即チ私ハ新日本建設ノ勞資關係ノ最高指導精神ヘ、協同自治主義デナケレバナラナイト信ジテ居リマス、企業家ト勞働者ガ眞ニ協同一體トナリ、他カラ強ヒラレルコトナク、自治的ニ、自發的ニ産業ノ復興ヲ圖リ、民族ノ没落ヲ救ハナケレバナラナイト存ジマス、恰モ破産ヲ宣セラレタル一家ガ、相變ラズ親子喧嘩ヲ致シテ居ツタノデハ、結局一家ノ破滅アルノミデアリマス、親子一家氣ヲ拗ヘ、相愛シ、相敬シ、眞ニ一體トナツテ新規詩直シニ、明朗ニ奮闘スル以外ニ家ノ再興ヲ見ルコトハ出來ナイト存ジマス（拍手）然ルニ最近ノ世相ヲ見マスルト、一部分ノ人達トハ云ヘ、畏クモ陛下ニ對シ奉ヅテ、アノ堪エ難キ閻魔福音ヲ聞ギマス、言論ノ自由トハ申セ、客觀性ト事實ヲ無視シタル、全ク獨善的ナ、行き過ギタ、極端ナ物ノ見方ガ横行シテ居リマス、利己的ナ、自分本位ノ物ノ考ヘ方ガ行ハレテ居リマス、食糧問題ヲ繞ル都市ト農村ノ深刻ナル對立、學校ノ菜園ノ野菜ノ分配ヲ繞ル淺マシキ師弟ノ對立、學校「ストライキ」又少女達ノ反省ナ委、日夜

物情、正ニ國家民族ハ混亂ヘ、破滅ヘトモレシテ、  
ト悲シキ幕末ヲ續ケテ居リマス(拍手)  
遺憾ナガラ其處ニハ、平和新日本建設  
ノ明ルイ、地道ナ、而モ積極的ナ、サ  
ウシテ冷靜ニシテ科學的合理性アル  
家再建ノ大道ヲ歩ム眞摯ナ姿ヘ、未だ  
餘り多ク見受ケルコトガ出來ナイノデ  
ゴザイマス、以上申述ベシタヤウナケ  
社會環境ノ下ニアル今日ノ日本ノ産業  
界ノ實情ハ、勞資協同ニ依ル外、アノ  
荒涼タル焦土ニ工場ノ煙モ上ラナケ  
バ、都市ノ復興モ困難デアルト存ジテ  
居リマス、我が日本進歩黨ガ立黨ノ宣  
言竝ニ綱領ノ中ニ、敢テ自治協同ノ字  
句ヲ用ヒタ所以ノモノモ全ク茲ニ存ジテ  
ルノデゴザイマス(拍手)政府ハ本勞働  
組合法運營ノ基本的指導方針トシテ、  
協力主義ヲ協同主義ニ改ムル御意思ガ  
ナニカ、敢テ幣原總理大臣ノ所信ヲ  
尋ネ致シタイノデゴザイマス、協同主  
義ニ依リ產業ノ再建ヲ圖ラントスルニ  
ハ、政府モ、勤労者モ、企業家、資本家  
モ、從來ノ考へ方ヲ根本的ニ是正ラ  
要スルノデゴザイマス、即チ先づ企業  
家資本家ノ反省ノ問題デゴザイマス、  
勤労階級ノ國民的感情カラ申シマスレ  
バ、戰時中ノ企業家ノ勞働觀、勤労管  
理ノ構ヘト云フモノハ全ク適切ヲ缺イ  
テ居ツタノデアリマス、特ニ徵用工ニ  
何ニモ軍官ノ權力ヲ背景トン、  
人格ヲ無視シタル高壓的態度ニ

出デマシタ、恰モ國策ノ鞭ヲ以て溫順ナル小羊ノ群ヲ驅使スルノ觀ガナカツタデアリマセウカ、労働者用食糧ヲ溫存スル利己的ナ態度ハナカツタデゴザイマセウカ、一々枚舉スレバ追ガゴザイマセヌ、是等ノ事實ハ労働者ニ對シ、深刻ナ惡感情ヲ惱裡ニ深ク植付ケテシマツタノデゴザイマス、更ニ終戰時ニ於ケル企業家ノ處理ニ於テ、財政的ニ餘力ナキモノハ已ムナ得ナイト致シマシテモ、餘力アルモノニ於テスラ、一片ノ解散ノ形式ニ依ツテ、三箇月ノ手當デ放逐ヲシテシマツタ事實、勤勞學徒ニ對スル冷淡極マル仕打、或ハ軍ノ一部ト結托シテ不正ノ利益ヲ得タ事實、工場ノ物資ノ不正處分問題等、目ニ餘ル火事泥的ナ事實ヲ見セ付ケラレテ、痛憤措ク能ハザルモノガアツタノデアリマス(拍手)隨て企業家、資本家ハ是等ノ事實ヲ眞ニ反省直視シテ、勤勞觀観全ク一新シテ、今後ノ產業復興ニハ勞資一體協同ノ體制ノ下ニ、眞摯ナル再出發ヲ要スルト存ズルノデアリマス(拍手)併シナガラ一面ニ効勞者側ニ於テモ、事業ガ興ラナカツタナラバ勞働ハゴザイマセヌ、此ノコトヲ深ク認識シテ、今日ハ階級鬭争ノ次第ハナイ、勤勞以テ國ヲ救フ、即チ勤勞救國ノ豪氣ノ至情ヲ振ヒ起シテ、勞資協同體制ノ確立ノ急務ニ徹サナケレバナラナイト信ジマス(拍手)殊

ニ資本家ガ労働組合運動ノ勃興ト「ブローカー」ノ跋扈ヲ恨レテ、事業ニ手ヲ齎ケルコトヲ躊躇シテ居ル所ノ事實ヲ見逃シテハナラヌノデアリマス、右ニ申述べマシタル見地ニ立ツテ、私ハ今後ノ企業ノ新體制ノ一ツノ行キ方ニ付キ、政府ノ御所見ヲ御同ヒヲ致シマス

過般朝日新聞並ニ毎日新聞テハ、經營ノ民主化ガ行ハレタノデアリマス、即チ朝日新聞ニ於キマシテハ、資本家タル村山、上野兩家ガ社主ノ地位ヲ退イテ、重役陣ヲ全ク更新シテ、多年先輩社員トシテ功勞ノアツタ人々ガ經營ノ任ニ當ルコトニナリ、謂ハ資本ト經營ノ分離ガモノノ見事ニ行ハレタノアリマス、又毎日新聞ニ於キマシテハ、全重役ノ退陣ノ後ニハ社員、即チ本法ノ勞働者ノ意ニ基キ、社員ノ中ヨリ新進ノ重役ガ推薦ヲセラレタノデアリマス、經營者ト労働者ハ直結セラレ、兩者ノ間ニハ脈々タル温カキ血ガ通ヒ、對立ハ全クナイノデゴザイマス、私ハ此ノ二ツノ事實へ我國產業團體ノ確立ト考ヘテ居ルノデゴザイマス、此ノ新シキ勞資關係、新シキ企業團體ノ新日本建設ノ方向ヲ示スモノト考ヘマスルガ、政府御當局ノ見解如何デゴザイマスカ、御尋ねヲ致シメンドゴザイマス

ス、本法案ノ議會提出ノ遲レマシタル  
理由ノ一ツハ、「マッカーサー」司令部  
トノ連絡ノ圓滑ヲ缺イタ爲メデハナイ  
カ存ジマス、敗戦日本ヲ指導スルモ  
ノハ悲シイカナ「マッカーサー」司令部  
シタナラバ、之ヲ容レルニ咎カデナイ  
ト信スルノデアリマス、話セバ分る筈  
軍ニ對シテハ、誠意ト率直サヲ以テ當  
ニシテモ、又地方ノ官憲ニ致シマシテ  
モ、從來ノ官僚ノ弊タル尊太サト社交  
性ノナイコト、ギゴチナサ、廻リ諱ク  
形式的ニコダハル所ノ事務ノ非能率サ  
ニ禍ヒサレテ居ナイカドウカ、敬シテ  
遠ザカル風ハナイカ、或ハ時ニ徒ラニ  
阿附追従ノ風ハナイカ、熟識ト迫力ト  
機動性ニ缺クル所ハナイカ、日本民族  
ノ傳統ト信念デアル上 天皇制ノ問  
題カラ、下ハ八千萬國民ノ食糧問題ト  
云フ未會有ノ難局ニ直面シテ居リマス  
ダケニ、此ノ政府ノ態度、地方官憲ノ  
態度ハ眞ニ痛心ニ堪ヘナイノデゴザイ  
マス(拍手)受身ノ卑屈ナ態度ヲ排シ、  
「ボツダム宣言受諾ノ線ニ沿ソテ  
「マッカーサー」司令部ノ眞意ヲ酌ミ、  
レバナラナイノデゴザイス、右ニ關  
スル政府ノ所信ニ幣原總理大臣ニ御伺  
ヒヲ致ス次第アリマス

ヒ致シサイコトハ、最近ノ輿論ノ傾向  
ハ軍閥ニ對スル反感ノ爲ニ、善良ナル  
一般復員軍人ニ對シマシテ反感ヲ持  
ツテ、其ノ平和產業ニ進出スルコトヲ  
拒ムノ風ガザイマス、善良ナル國民  
ト雖モ世間ノ誤解ノ爲ニ輝道ヲ絶タレ  
ル時、行クベキ道ハ左翼、共產主義ノ  
方向デアリマス、國家否定ノ方向デア  
リマス、斯くてハ國家トシマシテモ、  
個人トシマシテモ、事志ト違ヒマシテ  
遺憾千萬ノコトデザイマス、是等ノ  
復員者ニ對スル對策ニ付キ幣原復員大  
臣ノ御方針ヲ御尋ネスル次第ゴザイ  
マス、以上ヲ以チマシテ私ノ質疑ヲ終  
リマス(拍手)

的位罝ノ向上ト竝ベテ書ク場合ニハ、  
勞働組合竝ニ勞働組合法ノ主タル目的  
ヲ曖昧ニスル處ガアルト云フコトガ一  
其ノ主タル目的ガ經濟的地位ノ向上デ  
アラウトモ、其ノ他ノ、例ヘバ福利施  
設、或ハ圖書館、或ハ研究所ノ設置等  
ニ依ル文化的、社會的ノ位罝ノ向上デ  
アラウトモ、之ヲ國リ得ルノデアリマ  
ス、又社會的、經濟的地位ノ向上ニ必  
要ナル部門ニ於ケル或ル程度ノ政治的  
ノ向上ヲ國リ得ルト云フコトハ問題ハ  
ナイノデアリマス、第一條ニ於テ簡單  
ニ致シマシタ理由ハ、是等ノ理由ニ外  
ナラヌ次第デアリマス

第二回ハ組合法案ノ第四條ニ國又ハ  
公共團體ニ使用セラル、者ニ關シテハ  
命令ヲ以テ特別ノ定ヲナスコトヲ得ト  
アルガ、其ノ官吏ノ特殊ノ地位ヲ定ム  
ル規定ハドウ云フ條項デアルカト云フ  
御尋ネデアリマス、是等ノ官吏ノ地位  
ヲ定ムル爲ニハ、特ニ命令ヲ以テ別ノ  
定ヲスル管デアリマスガ、其ノ内容ハ  
今日未ダ確定トマデハ參ソテ居リマセ  
ヌ、大體ノ方針ト致シマシテハ、第一  
ニ官吏公吏其ノ他公共團體ニ使用セラ  
ル、者ハ、調停又ハ仲裁ニ掛ケ、其ノ  
調停又ハ仲裁ガ成立シナイ場合ノ外爭  
議行爲ヲナスコトヲ得ナイト云フノガ  
ガ争議行爲ヲナシ、又ヘナントスル  
處アル場合ニハ、行政官廳ヘ之ニ對シ





見解ヲ承りタインデアリマス、即チ企業ノ徹底的民主化ト云フモノハ、此ノ「コープレーション」ニ依ツテ初メテ成立スルト私共ハ深ク信ズルノデアリマス、先程羽田君モ指摘サレマシタ通り、勞働者ハ非常ニ荒ンダ居リマス、企業家ハ手控ヘテ居リマス、今日ノ如キ背徳的ナ荒ンダ現狀ハ、是ヘ勞働者ガ惡イノダ、食物ガナイカラ荒ンダノダト、唯一言ニ片付ケルコトガ出來ナイノハ、所謂社會ノ環境ガサウサセテ居ルノデアツテ、其ノ人人罪デハナイ、此ノ事ヲ能ク御記憶願ヒマシテ、今後ノ企業ニハ如何カラ承リタインデアリマス、殊ニ最近我々ノ非常に心配ノ種トナツテ居リマスコトハ石炭ニアリマス、今日新聞デ見マスルト、聯合國ノ經濟方面ヲ擔當シテ居ラレル方ガ指摘サレテ居リマスル如ク、食糧ガ欲シイト言ヒナガラ石炭ヲ掘ラナイ、食糧ノ代替ニ要スル工業品ヲ造ルニハ石炭ガ要ルノダ、其ノ付チハ、ダウモ分ラヌ節ガアルト云フ石炭ガ來年ノ二月ニハ殆ド無クナル豫想デアルニ拘ラズ、石炭ニハ勞務ガ不足ダト云ツテ石炭ガ出来ナイ、而モ一方失業對策ヲ五箇年計畫デヤラツトシテ居ル、此ノ日本ノ政府ノヤリ方ニ付チハ、ダウモ分ラヌ節ガアルト云フノデアリマス、石炭ヲ掘ルニ色々ナ華

人ヤ、朝鮮人諸君ノ騒動、其ノ他アリマシタケレドモ、モウ大體落著イタ筈デアル此ノ石炭ニ努力ガ足リナクテ、サウシテ石炭ガ出ナケレバ食物ガナイ、食物ヲ貰フコトガ出来ナイ、食物ヲ貰フニ絶對必要ナル石炭ヲナゼ掘ラトモ、國民ガ不思議ニ思フ所デアリマシテ、此ノ石炭ヲ掘ルニ政府ハ無論遊説スカト云フコトハ「アメリカ入ナラズ」ヤツテ居ルノデアリマス、併シ一生懸命ニヤツテモ、役人ガ机ノ上デ「プラシ」ヲ立てテ一生涯命ヤレバヤル程民衆心ガ離レルヤウナ傾向ニアルコトハ、終戦後モ依然トシタ狀態デアルコトニ商工大臣ガ御氣付キニナツテ居ル筈デアル、此ノ石炭ヲ一日モ早ク出スヨトニ商工大臣ハ如何ナル成案ト、如何ナル見透シタ持ツテ居ラレマスカ承りタルノデアリマス、更ニ此ノ重要法案ハ本日我々ノ手許ニ提出サレタノデアリマス、アト會期餘ス所僅カ四日間、農地法案モマダ審議中デアリマス、此ノ間ニ此ノ重要法案ヲ審議シテ議會ヲ終ルト云フコトハ、今マテノ議會通念ト致シマシテハ至難ナコトデアル、政府ハ此ノ餘ス所四日間ノ日ニチヲ以チ、マサカ此ノ議案ヲ盡了シ盡スト御考ヘトモ思ヘマセヌガ、之ヲ議了スルニ更ニ會期ヲ延長スル意思アリヤ否ヤト云フコトモ御伺ヒシタインデアリマス

ドナタカオ傳へナサツチ御答辯ヲ願と  
タイノデアリマスガ、勞勵者ノ輸送  
通勤ノ困難、勿論問題ハ右次アリ  
スルガ、此ノ復舊ノ見透シニ付テ運輸  
大臣ニ御伺ヒシタインデアリマス、牛  
程ノ羽田君ノ質問ト重複致シマスル  
ガ、視野ヲ變ヘル意味ニ於テ塵生大臣  
ニ御答辯ヲ煩ハシタインデアリマス  
第一條ノ社會的、政治的向上ト云フ  
コトヲ取次ツタコトハ承リマシタ、併  
シ政治ト云フモノヲ如何ニ御考へニシテ  
ツテ居ルカ知リマセヌガ、單ナル經濟  
的ノ面ノミニ、此ノ勞勵組合法案ノ第  
一條ガ誤局セラレルト云フヨハ、要  
スルニ國體功利主義ニ趨る癌ガアル  
思フノデアリマス、此ノ點ニ關スル御  
見解ヲ承リタイノデアリマス  
政治ト云フモノハ、私ガ申上ゲル一  
デモナク、民族ノ未來ヲ創造スル主體  
的ノ役割ヲナスモノデアリマシテ、叶  
ノ政治的ノ向上ナタシテハ、民主主義  
ハアリ得ヌト我々ハ信ズルノデアリマ  
スルガ、ソレニ對スル御見解ヲ承リタ  
イノデアリマス

ス、役人ガ賢明デアツカナカツタ  
ハ、此ノ戦争ヲ通ジテ國民モ我々モ  
泌々ト體得セラレタノデアリマス、  
明デナカツタノデアリマス、敗戦ノ  
ナル面ヲ役人ガ擔當シテ居ツタノデ  
リマシテ、決シテ賢明デハナカツタ  
殊ニ非常ニ「スロー・モーション」デ  
ル、此ノ「スロー・モーション」ノ爲  
タノデアリマシテ、此ノ役人ヲ更ニ  
明ナリト云フ假定ノ下ニ、此ノ法案  
規定セラレテ居ルコトニ對スル御答  
ガ塗炭ノ苦シミニ陥ツカト云フコ  
ハ、我々ガ厭ヤト云フ感ゼシメラ  
タノデアリマシテ、此ノ役人ヲ更ニ  
明ナリト云フ假定ノ下ニ、此ノ法案  
規定セラレテ居ルコトニ對スル御答  
ハシタノデアリマス  
更ニ第十四條ニ安寧秩序ト云フ言  
ヲ使ツテ居リマス、今マデ安寧秩序  
害スルト云フト、少シデモ戰爭ニ反  
スルヤウナ口調ノアツタモノハ、安  
寧秩序ヲ害スルト言ツテ繩り上ゲル、  
シ今後ハ言論ノ自由、民權ノ尊重ヲ  
調ト致シテ居リマスル此ノ日本帝國  
行政ニ於テ、安寧秩序トハ如何ナル  
國程度ヲ申シマスルノカ、例へば國  
否認ノ思想ヲ強調シ、或ハ同情龍業  
強調スルガ如キコトハ、果シテ安寧  
秩序ト云フ文字ニ該當スルヤ否ヤト云  
コトニ付キ御伺ヒ致シタインデア  
マス

ハ、各國ニ於テ「ボス」ノ跳梁ニ憚ン  
ダ實例ガアリマス、此ノ「ボス」ノ跳  
梁ヲ如何ニシテ封鎖スルカ、如何ニシ  
テ之ヲ局限スルカト云フコトニ付テ、  
何等カノ御腹案ガアラバ承リタインデ  
アリマス

更ニ二十四條ノ勞働協約ノ約款ニ付  
テ御尋不スルノデアリマスルガ、勞働  
協約ノ約款ニ規定シタモノハ罷業ヲナ  
スコトモ出來ナイ、オ互ヒノ自由製約  
ヲ尊重致シテ居ルノデアリマスルガ、  
産業準備事務が巷ニ満チ、失業者ガ氾濫  
スル時ニ、オ互ヒニ相互ニ均等ナル契  
約ヲ結バレルト云フコトハ、考ヘラレ  
ナイノデアリマス、即チ一方ハ其ノ日  
食べテ行クカドウカ分ラナイ、先ノ見  
透シモ付カナイ、使フ方ハ縛々タル餘  
裕ヲ持ツテ居ルト云フ、此ノ兩者ノ間  
ニ於キマシテ均等ノ契約ガ結バレルト、吾々ハ  
云フコトハ考ヘラレナイノデアリマスルガ、  
ス、隨テ動トモスレバ資本家側ニ有利  
ナル契約ガ到ル處結バレルト、吾々ハ  
考ヘザルヲ得ナイノデアリマスルガ、  
此ノ協約ガ直ニ以テ後ノ四分ノ一ノ  
協約ニ參加シナイ所ノ人々ノ、行動ヲ  
制約スルト云フコトニ對シマスル其ノ  
是非ニ付テ、厚生大臣ノ御答辯ヲ煩ヘ  
シタインデアリマス

私ノ質問ハ極メテ簡単デアリマス  
ガ、之ヲ以テ終リト致シマス

○國務大臣(若田均君) 只今渡邊君ヨ  
リ御質問ノアリマジタ點ニ付キマシ  
〔國務大臣若田均君登壇〕

チ、總理大臣ノ答辯ナサル部分ヲ除キ、厚生大臣所管ノ諸點ニ付テ御答へ致シマス

第一問ハ先程羽田君ノ御質問ニアリ  
マシタ労働組合法案第一條ノ中ニ、舉  
ニ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖ルト云フ文  
字デアツテ、政治的地位ノ向上ト云フ

要ナハ自古ニ豈ニ經済的身位ノ已成ニテ  
持ト云フコトニ限ルコトハ、却テ良ク  
ナイ結果ヲ與ヘルノデハナイカ、總テ  
ノ問題ハ政治的地位ノ向上ニ關聯ヲ持  
ツノデアルカラ、之ヲ省イタコトハ果  
シテ適當カドウカト云フ御尋ネデアリ  
マス、此ノ點ハ先程モ羽田君ニ御答ヘ  
致シマシタ通り、經濟的地位ノ向上ヲ

〔副議長退席、議長著席〕  
此ノ地位ノ向上ヲ圖ル目的ヲ以テス  
ル或ル程度ノ政治運動ハ、十分ニ認メ  
ラレテ居ル譯アリマス、又總テノ勞  
働者ノ地位ノ向上ガ、政治的地位ノ向  
上ト密接ナル關聯ヲ持ツト云フコトモ  
御説ノ通リデアリマスガ、此ノ案ノ條  
文ヲ以テシテモ渡邊君ノ御趣意ニハ十  
分副ヒ得ルト信ジテ居ルノデアリマシ  
テ、決シテ從屬的程度ノ政治運動ヲ、  
此ノ法案ニ依ソテ禁止スルト云フ考へ  
ヘ持ツテ居ラヌノデアリマス

第二ノ御質問ハ地方長官、即チ法文  
ノ中ニ地方長官ノ權限ヲ認メテアル、  
法文ノ趣意カラ見ルト、地方長官ハ總  
テ利口ナ者ダト云フ想定ノ下ニ法文ガ

出來テ居ルヤウニ思フガ、ソレデ果シ  
テ宜イノカト云フ御質問アリマス、  
此ノ法文ノ趣意ハ地方長官ガ特ニ賢明

デアルト力、或ハ特ニ無能デアルト力  
シテ與ヘラレテ居ル職務ノ範圍内ニ於  
テ、勞働組合法ニ依ツテ附與セラレテ  
居ル職權ヲ行フト云フ程度ノコトデア  
リマシテ、殊ニ各箇條御覽ノ通り、  
重要ナ問題ノ決定ニ付アハ、常ニ勞働  
委員會ノ決議ヲ經テ知事が其ノ決議ヲ  
與ヘルト云フ趣意ニナツテ居ルノデア  
リマシテ、決シテ地方長官ガ獨斷專行  
ヲ以テ、勞働組合ノ内容ニ干渉スル趣  
意ニ出來テ居ル譯デハナイノデアリマ  
ス

味デアリマシテ、廣々入心ヲ惑亂シ、經濟、社會、國家ノ秩序ヲ混亂ニ陥ル如キ場合ヲ指スノデアリマス、ソレ等ノ安寧秩序ヲ紊ツク行爲ガ、法令ニ違反シテ居ルト云フコトヲ條件ト致シテ居ルノデアリマス、サウシテ裁判所ガ其ノ判断ヲ致スノデアリマスカラ、本案ノ趣意ヲ以テスレバ、二重、三重ニ労働組合ノ權利、利益ヲ保護シ得ルモノト考ヘテ居リマス。

其ノ次ニ労働組合ニハ、労働者以外ノ者モ組合ノ委任ヲ受ケ團體交渉等ヲスルコトヲ認メル趣意ニナツテ居ルガ、ソレデハ「ボス」ノ跳梁ヲ見ルノデタ、併シナガラ又一方ニ於テハ組合員ノ信頼スル、自分等ノ代理人トシテ、十分權限ヲ任せ得ルガ如キ人間モ相當ニ出テ居ルノデアリマシテ、團體交渉等ノ場合ニ是等ノ人間ヲ其ノ代理人ニ委任スルト云フコトハ、寧口當然認ヌルベキデアリ、一概ニ排斥スベシトモノ言ヘナイノデアリマス、惡質ナル「ボス」ガ跳梁スルガ如キコトハ、寧口當然認ム其ノ方カラ労働委員會ニ申出ルト云フガ途ガ開カレテ居ルノデアリマスカラ必ズシモ労働者以外ノ者ニ組合ノ代屈ヲ許サナイト云フ規定ヲ設ケル必要ハ

ナ、イ、斯様ニ考ヘル次第アリマス  
其ノ次ノ御質問ハ法案第二十五條  
勞働協約ニ關スル紛争アル場合、調  
作業所閉鎖其ノ他ノ爭議行爲ヲ爲ス  
又ハ仲裁ニ付スル定メアルトキハ調  
又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟園業  
作業所閉鎖其ノ他ノ爭議行爲ヲ爲ス  
トヲ得ズ、二言デ申シマスト、勞働  
約ノ仲裁約款ノ拘束力テス、ソレハ  
効協約ハ勞働者、資本家トノ關係ヲ實  
ノ闘争ニ依ラズシテ、圓滿ニ之ヲ平  
的ニ整調スペキコトヲ本來ノ使命ト命  
シテ居リマス、ソコデ誠意アル相互  
約束、之ヲ守リ、仲裁約款ニ付テモ  
ノ拘束力ヲ持タセルコトガ當然ノ趣  
ト考ヘルノデゴザイマシテ、唯商業  
備軍ガ非常ニ多イカラ勞働者ト事業  
トガ、決シテ對等ノ立場ニ於テ契約  
結ブコトガ出來ナインデハナイカト  
フ風ナ御懸念モアリマスガ、サウ云  
懸念ガアレバコソ、此ノ勞働組合法  
依ツテ團結權ヲ保障シ、團體交渉權  
保護セラレルコトト信ジテ居リマス  
○國務大臣男爵原嘉重郎君登場  
渡邊君ヨリ私ノ國家觀ニ付テ御問ヒ  
アツタノデアリマス、私ハ學說トシ  
ノ國家觀ト云フヤウナモノニ付キマ  
テハ、御話ヲ申上ダル程ノ資格ハナ  
ノデアリマス、併シ今後ノ政治ハ飽  
マデモ一君萬民ノ理想ニ則リ、國民  
總意ヲ基誦トスルモノナケレバナ

ニ停、ヨ協、ノ労、致、意、其、豫、ニ云、ヲ主、ニテ、ノ今、シニ、ノク、リ。

マセヌ、即チ國民ノ權利ヲ尊重シ、國民ノ權利ヲ擁護シ、國民ノ意思ニ即應放縱無節制ノ意味スルモノデハアリマセス、勿論自由ト申シマシテモ、決シテラレモノノデナケレバナリマセス、言葉ヲ換ヘテ言ヒマスレバ、社會全體ノ奉仕乃至責務ノ觀念ニ依ツテ裏付ケ、アルト申サナケレバナリマセヌ。

次ニ會期延長ノ考へハナイカト云フ、ヘルモソシテ個人ト國家トガ一體化スルコトヲ以テ新日本ノ國家思想デ考へガ強ク支配シナケレバナラムト考へマス、斯クシテ個人ト國家トガ一體御問ヒガアリマシタ、私ハ何トカシテ皆様ノ御理解、御協力ニ依リマシテ速カニ本案ノ成立スルヤウニ熱望致シテ居ルノデアリマスガ、會期延長ノ問題エ付キマシテハ、今後ノ事態ニ顧ミテ適當ナル措置ヲ執リタイト考へテ居スマス。

〔國務大臣田中武雄君登壇〕

○國務大臣(田中武雄君) 只今豫算委員會ノ方ニ行ツテ居リマシテ、渡邊君ノ御質問ノ趣旨ヲ直接承リマセヌノデアリマシタガ、聽キマスルト列車ノ岡復ノ時期ニ付テガ一點、ソレカラ工員諸君ノ通勤ニ付テノ御質問ガ一點、此ノ二點ニ付テ御聽キダト承リマシタノデ、其ノ二點ニ對シテ御答辯申上ダマス。

舉ゲテ此ノ解決ニ協力ヲ致シテ居リマスルガ、列車ノ回復ノ時期ニ付キマシテハ、バカント元ノ通りリスト直スト云フヤリ方ヨリハ、石炭ノ配給ガ付イテ參リマスル程度ニ依リマシテドントシト殖ヤシテ、段々ニ殖ヤシテ行クト云フコトニ對シテハ、一寸ハツキリ御答ヘラ申上ゲ兼ネルノデアリマス、併シ段々配給ガ殖エルニ從ツテ、線ガ段々殖エテ行クト云フコトニ付テノ程度ノコトシカ只今申上ダレマセヌソレカラ工員諸君ノ通勤ニ付テハ、只今ノヤウナ窮屈ナ事情ノ下ニ運轉ヲ致シテ居リマスケレドモ、工員諸君ノ通勤ニ付テハ差支ヘノナイヤウナ手配ヲ致シテ居リマス、右御答辯ヲ申上ゲマス

ベ、労資が對立ヲシテ利潤ノ分配ヲ爭  
ニ於テ、是ガ發展ニ貢獻スベキモノデ  
アルト考ヘルノデアリマス、勿論從來  
ヒニ國民トシテノ生活ノ職場タル企業  
ノ產報運動等ニ於テ、労働者ヲ唯壓制  
意味デ、労資問題ヲ不明瞭ナル儘  
置シヨウト云フモノデハゴザイマセ  
ヌ、互ヒニ其ノ立場ニ於テ主張スペベ  
モノハ主張セシメル、此ノ對立ハ勞タ  
マデ對立トシテ、相互ノ批判ヲ自由ナ  
ラシムル如クスルコトガ必要デアリマ  
スルガ、其ノ窮極ノ目標ガ相互ノ尊重  
ト理解ト、サウシテ協力トニアルコトモ  
ヲ明確ニ闡明スルコトハ、勞働運動復  
活ノ現在ニ於テ、特ニ適切且ツ必要ダ  
ト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ實現  
方法ト致シマシテハ、企業者ト労働者  
トノ合意ニ依ツテ、例ヘバ企業ノ株  
式、其ノ他ノ所有ヲ分割スルコトモ可  
能デアリマセウシ、企業經營ノ全般ニ  
勞働者ヲ參加サセルコトモ適當デアリ  
マセウ、ダガ政府ト致シマシテ指導ス  
ベキ限界ハソコニ自ラアルト思フノデ  
アリマシテ、企業經營事項ニシテ労働  
者トノ關係ガ密接ナモノニ付テハ、其  
ノ意見ヲ反映セシムルガ如キ方法ヲ講  
ジサセルコト、或ハ產業ノ自治統制ア  
ルト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

其ノ次ニ石炭ヲ一日モ速ク出スコトニ付テ、ドウ云フ措置ヲ執ツテ居ルカト云フコトデゴザイマス、此ノ措置ニ付資ノ増配、賃金ノ引上等ニ依ル所謂労働條件ノ改善ニ依リ勞務ノ充足ヲ圖リ、他方復舊資金、企業資金等、サウ云フ所要資金ヲ賄ツテヤルコトニシ、又戰時ニ不當ニ増加シタ資本ノ銷却、切下ダ等ヲ行ハシメルヤウナ金融竝ニ助成措置等ヲ講ズルコトニ依ツテ此ノ増資ヲ國ソテ參ル外、新聞等デ御承知ノヤウニ石炭廳ヲ作リマシテ、而モ此ノ石炭廳ガ中央ト地方ト直結シマシテ、地方ノ増資本部ト相俟ツテ、必ず成績ヲ擧ゲ得ルモノト期待致シテ居ル次第ゴザイマス、現ニ十一月中旬ニ比べマスト、十一月下旬ハ相當增加シテ居ルノデゴザイマシテ、數字的ニ申セバ、十一月中旬ハ全國テ十六萬三千八百「トン」アリマスガ、十一月下旬ハ十九萬三千八百「トン」増加シ、十二月ニ於キマシテハ、私共ハ六十六萬五千「トン」ヲ豫想シ、一月ハ九十萬九「トン」二月ハ百九萬五千「トン」ヲ豫想致シテ居ル次第ゴザイマス

ス、即チ今後ノ日本ノ産業體制ハ民營化性格ニ重大ナ影響ガアルカラデアリマス、社會主義理念ヨリ致シマスレバ、官公營ハ坦々問題デアリマス、此ノコトハ本法ノ主トスルカ、官營ヲ主トスルカトニ見解ヲ以テ致シマスレバ、官公營ハ坦々計畫經濟ノ下、官公營主義ヲ執ルコトニナルト思フノデアリマスガ、吾人ノ見解ヲ以テ致シマスレバ、官公營ハ坦々益ガ國家公共團體ニ歸屬スル結果、所謂役人仕事ニ墮シマシテ、事業ニ對する責任觀念ト熱意ヲ缺キ、經營へ放漫ニ流レ、競爭ニ依ル進歩ガナイ爲ニ屢々性ニ乏シノデアリマシテ、此ノコトトハ既ニ國民ノ熟知スル所デアラウヘ思フノデアリマス、故ニ新日本ノ經營ヲ興隆センメ、世界ノ進運ニ後レザラシムル爲ニハ、必要ナル統制ハ例外的ニ行ヒ、自由經濟ヲ原則トシ、個人事業者ヲ主トシテ競爭ニ依ル發展ヲ期スルコトガ最モ適當デアルト思フノデアリマス、而シテ民營ヲ適當セザル事業ニ付テノミ例外的ニ官公營トスルノデアリマス、本法モ亦資本的生產ヲ前進トスル立案ト思フノデアリマスガ、其ノ運營ニ當ツテ、國民ノ創意工夫ト云フモノヲ十分ニ活カシ得ナイノミニラズ、社會經濟ノ複雜ナル情勢ニ對應する如キ計畫統制經濟トニ於テハ、何人ガ過ギナインデアリマシテ、是レ亦國民ノ深刻ニ體驗セル所デアリマス、又計畫經濟ハ結果ニ於テ統制經濟ノ別名ニシテ、御宿ヒ致シタノデアリマス、斯クノ如キ計畫統制經濟トニ於テハ、何人ガ

スルコトハ困難デアリマシテ、其ノ結果ハ國民個人ノ利益ト國家ノ利益トガ逆行スル多クノ場面ヲ生ズルノアツテ、茲ニ人情ノ自然ニ反スル破綻ノ経口ガアルト思フノアリマス、新日本ノ政治ハ從來ノ如キ眞面目、正當ナル者ガ馬鹿ヲ見ルヤウナモノデハアツテハナラヌノアリマス、今後ノ政策ハ個人ノ利益ト、國家ノ利益トガ並行シテ増進サレル所ノ政策デナケレバ、眞ニ活キタ政策ト云フコトハ出來ナイト思フノアリマシテ、斯クノ如キ政策ハ自由經濟ヲ原則トシテ初メテ成立ツノアリマス、而シテ自由經濟ニ伴フ弊害ニ付キマシテハ、盛ニ社會政策ヲ斷行シテ、之ヲ是正すべきデアルト思フノアリマス

次ニ「ストライキ」合法化ノ理念ニ付テ、政府ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイト思フノアリマス、團結セザル個々ノ労働者ハ洵ニ無力デアリマシテ、如何ニ苛酷ナル勞働條件ニモ屈從セネバナラヌ場合ガアルノアリマス、故ニ勞働條件改善ノ爲ニハ、團結ノ力ニ依ル勞働協締結權ヲ認ムル外ハナイト思フノアリマスガ、我ガ國ニ於キマシテハ未ダニ「ストライキ」ハ不道德ナリ、罪惡ナリト云フヤウナ思想ガ多イト思フノアリマス、是ハ封建時代ノ主従關係ノ思想カラ來ルモノト、契約自由ノ原則ヨリ見テ、雇傭契約ニ甚ダシキ情勢ノ變化ナキ限り、其ノ變更ヲ強要スルコトガ非合法アルト云フ觀

念カラ來ルモノデハナイト思フノデアリマス、斯クノ如キ思想ガアルル爲ニシク阻碍セラレ居ルト思フノデアリマシテ、此ノ際本法立案ノ根本理念タル「ストライキ」正當化、合法化ノ理急ニ付テ政府ハ其ノ見解ヲ國民ノ前ニ明瞭ナセラル、コトガ、本法ノ目的ヲ達スル上ニ最モ適當デアルト思フノデアリマス

次ニ本法ノ對象タルベキ中小商工業ノ復活ニ付テ、政府ノ對策ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、本法ハ大工場ヲ主タル對象トシテ立案セヨレテ居ルヤウデアリマスルガ、今後暫クノ間ハ大工場復興ノ見透シハ困難デアツテ、我ガ國ノ都市農業ハ、主トシテ、中小商工業ノ實情ハドウデアルカ、企業整備デ商業ヲ奪ハレ、戰災デ店舗工場ハ焼カレ、破壊ノ醜曝サレテ居ルノデアリマシテ、勞働者ノ國結權ヨリモ其ノ對象タル中小商工業ノ復興ガ、先決問題デアルト思ハレルノデアルガ、政府ニ如何ナル對策ガアルノデアリマスカ、之ヲ御伺ヒ致シテ置キマス

トニナルノデアリマス、其ノ結果ハ階級闘争ヲ誘發スル虞ナシトシナノデメ、能率低下ノ虞ナシトシナ、特ニ我國ノ如キ機械ノ發達不十分ナ狀況ニ於テハ、各人ノ情キヲ機械的ニ明確ニ知ルコトハ困難デアツチ、勞働者ノ誠實ト云フモノガナケレバ、非常ナル生産ノ低下ヲ生ズルノデアリマス、若シモ斯クノ如キ結果ニ陥リマシタナラバ、產業ノ興隆ドヨカ產業ノ破滅デアリマス、更ニ我國ノ中小商工業者、其ノ他家庭的雇用關係ニ於キマテハ、單ナル勞働條件ノミノ繫リデハナイ、人情ニ基ク敬愛ノ繫リガ多イナルガ、本法ニ依ツテ此ノ點ニ付テ、必要ナル對立觀念ヲ生ズルノ虞ナキヤ否ヤ、是等ノ點ニ付キマシテハ所謂日本的新民主主義ノ立場カラ、特別ノ考慮ガ本法ノ上ニ拂ハレテ居ナクテハラスト思フノデアリマスガ、如何ナル考慮ガ拂ハレテ居ルカト云フコトヲ、御伺ヒ致シテ置キタイト思フノデアリマス

ノデアリマス、之ニ對スル政府ノ御所  
信ヲ御伺ヒスル次第アリマス、本法  
ニ於キマシテハ勞資ヲ燃然區分スル建  
前ヲ執ツテ居ルノデアリマスガ、之ヲ  
恰モ農地法ニ於ケル自作農創設ノ精神  
ト同一ノ精神ヲ以テスルナラバ、眞ニ  
其ノ事業ヲ愛シ、工場ヲ愛シ、職場ヲ  
愛シ、誠意ヲ傾注セシムル爲ニハ、其ノ  
事業ノ最終的損益ガ從業員自身ニモ歸  
屬スルヤウニスルコトガ、最モ適當ト  
思フノデアリマス、又之ニ依ツテ勞資  
雙方ノ立場ガ能ク理解セラレマシテ、  
圓滿協調シテ企業ノ發展ヲ期スルコト  
ガ出來ルト思フノデアリマス、是ニハ  
低利資金融通等、政府ノ助成手段ハ勿  
論伴ハネバナラヌノデアリマスガ、斯  
タノ如キ方策ニ對スル政府ノ所信ヲ御  
伺ヒ致シタイノデアリマス

サレル心配モナイ、争議ハ時々ヤラネ  
バ損ダト云フヤウナ觀念ニ陥リシタ  
ナラバ、産業ノ破滅デアリ、國家ノ大  
ナル損失デアルト思フノデアリマス、  
殊ニ交通事業ナドノ争議ハ大衆ニモ非  
常ナル迷惑ヲ及ボシ、他ノ産業ニモ及  
ボス影響モ大ナルモノガアルノデアリ  
マス、之ニ對シ職權調停ノ途ハアツテ  
モ、最後的解決ノ途ハ設ケラレテ居ナ  
イノデアリマス、之ヲ例へバ労働委員  
會ノ最後の決定ニ對シ服セヌ場合ニ  
ハ、使用者ニ對シテハ委員會ノ事業管  
理、從業員ニ對シテハ使用者ノ解雇權  
ヲ認メル等ノ方法ニ依リマシテ、強制  
調停ニ服セシムル手段ヲ講ズベキモノノ  
デハナイカト思フノデアリマス、又二  
般ノ事業ニ付テモ少クモ總テノ問題  
ニ付キ爭議前調停申立ノ義務ヲ設クベ  
キデアルト思フノデアリマス、是等ノ  
點ニ對スル政府ノ御見解ヲ御伺ヒスル  
次第デアリマス

業ノ場合ニ於テハ、勞資ノ対合ヒニ依レバ、如何ナル協約モ消費者ノ負擔ニ於テナシ得ラレルノデアリマスルガ、斯クノ如キ場合ニ、如何ニシテ一般消費者ノ立場ヲ擁護スルノデアルカ、此ノ爲ニハ労働協約ノ基準トシテ、最高賃銀ノ制度ガ必要デハナイカト思フノデアリマス、又不景氣ト失業ガ深刻ニナレバナル程、労働者ハ生キンガ爲ニハ如何ナル苦酷ナル條件デモ効力ナケレバナラヌ實情ニ立至ルノデアツテ、多數失業者ガアルノニ、一部ノ労働者が長時間詰使セラレルヤウナ不合理ニ陥ラナイトモ限ラナイ、サウ云フコトガナイヤウニスル爲ニハ、労働者ノ生活ト體位ヲ保護スル爲ニ、最低賃銀ト労働時間ノ制限ガヨリ以上ニ必要デアルト思フノデアリマス、更ニ労働時間ハ全部ノ労働者ニ就労ノ機會ヲ與ヘ、短時間均等ノ労働ニ依ツテ生活ノ保障ヲ得セシムル失業対策ノ重點ト云フ觀點カラモ、考慮セラルベキデアルト思フノデアリマスガ、是等ノ點ニ對シテ政府ハ如何ナル御考ヘヲ持ツテ居ラレルデノアルカ御尋ネスル次第デアリマス

組合へノ加入ヲ禁止セラレタヤウデアリマスルガ、其ノ他ノ官公吏ニ對シテハ、ヤハリ労働組合ニ入ツテ、労働組合ノ力デ待遇改善ヲスルト云フ建設ヲ執ツテ居ラレルヤウデアリマス、シテ見ルト是等ノ官公吏ニ對シテハ「ストライキ」ニ依リ改善ヲ期待シテ居ルノデアルカ、何レニシテモ思ヒ切ツタ待遇改善ヲナーストコトハ、一刻モ猶豫出來ナイ問題デアルト思フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ明確ナル所信ヲオ同ヒ致シテ置キタイト思ヒマス。次ニ失業保険等労働行政、是ハ不可分ナル國家ノ責任デアルト思フノデアリマスルガ、此ノ點ニ關スル政府ノ見解ヲ御伺ヒ致シマス、現下多數國民ノ失業ト云フモノハ、殆ド總テガ國家ノ責任デアツテ、本人ノ怠慢、怠惰ニ依ルモノデハナインデアリマス、之ニ衣食住ノ給與ヲナスカ、職業ヲ與ヘルカ、擧ゲテ國家ノ編對責任デアルト思フノデアリマシテ、失業保険ハ實ニ此ノ觀點カラ考ヘラレネバナラヌノデアリマス、外國ノ例ハイザ知ラズ、新日本ノ再建ニ當ツテ、労働力ヲ極度ニ必要トスル今日ニ於テ、労働行政宜シキニ自信ナキコトヲ自ラ告白スルニ過ギモ出來ルノデアツテ、失業手當ニ依ル財政破綻ナドト云フコトハ、労働行政ナイト思フノデアリマス、失業者ハ一千万人ト言ハレルノニ、最前モ御話ガ

アリマシタ通り、炭礦労働者不足デ悲鳴ヲ擧ゲテ居ルノハドウシタ譯カ、因難ナル炭礦労働ニ對應スル労働條件ガ充サレテ居ナイカラデハナイカト恩ブノデアリマス、尤モ如何ニ多クノ人が遙ンデ暮シテ居ツテモ、効ク意思ノナイ者ハ失業者デハナインデアリマスガ、今日ノ如キ勞働行政ノ緩慢サデハ本問題ノ解決ハ覺束ナイヤウナ氣ガスルノデアリマス、此ノ失業對策ニ自信ガナケレバ失業保険ト云フモノハ成立タナインデアリマス、故ニ失業保険ハ勞働行政ト不可分ノ關係ニ於テ、政府ノ責任觀念ト誠意トガ解決スルノデアリマス、此ノ點ニ付テ如何ナル確信ヲ持ツテ居ラレルノデアルカ、政府ノ御答辯ヲ望ム次第デアリマス

○國務大臣（小笠原三九郎君）　本多君  
ニ御答へ申上ゲマス、本多君ノ御意見  
御答辯ヲ求ムル次第アリマス（拍手）  
シマス、以上私ノ質問ハ十項目ニ亘ツ  
テ居リマスガ其ノ各項目、對シ政府ノ  
勤労者ノ如ク、税法通り正當ニ納稅シ  
テ居タナラバ、何百萬圓、何千萬圓ト  
云フ財產ハ出來ル筈ガナインデアリマ  
ス、ドンナ計算ヲシテモ斯ノ如キ戰爭  
成金へ出來ル譯ガナインデアリマス  
ガ、實ニ戰爭成金ハ脫稅ノ結果ト見ル  
コトガ出來ルノデアリマス、是等ニ對  
シテハ、改メテ財產ヲ調査シ、戰時利  
得ヲ吐キ出サセルコトガ、戰爭ノ不公  
平ヲ是正スル上カラモ勿論必要デアリ  
マスガ、今述ベマシタ脫稅ノ點カラモ  
當然ノコトト思フノデアリマス、然ル  
ニ勤労所得ニ對スル源泉課稅ノ如キ  
ハ、勤労階級ヲ對象トシテ、稅中最大  
ノ稅源デアリマシテ、惡稅ノ大ナルモ  
ノト言ハナケレバナリマセヌ、故ニ今  
後ノ直接稅ハ應能課稅主義ニ則リマシ  
テ、綜合所得ニ對スル累進率課稅ヲ中  
心トシ、本稅ノ如キ不合理ナル惡稅ハ  
之ヲ撤廢シテ、下級勤勞者ノ負擔ヲ輕  
減スベキデアルト思フノデアリマス、此  
ノ點ニ付テノ政府ノ御意見ヲ御伺ヒ致  
シテ、今日ノ場合、民營ヲ主トスベ  
シ、斯ウ云フ御意見ニ對シマシテハ、  
私共モ全ク同感デアリマス、隨ヒマシ

シ得ルガ如ク措置スルコトガ必要アリマシテ、是ガ爲ニハ獨占的ナ市場支配ヲ抑ヘルコト、企業自體ノ財閥的結合ノ發生ヲ制限スルコト、産業、企業ガ金融資本ニ不當ニ支配サレナイヤウ依ツテ、民營ヲ主トシテ民主主義的ニ運營シ得ルト考ヘテ居ル次第アリマス

尙ホ第二ノ御尋ネニナリマシタ中小工業ニ關スル勞資關係アリマスガ、本法案ニハ特ニ觸レテ居リマセヌガ、御意見ノ如ク中小工業ノ現狀及ビ將來等ニ鑑ミマシテ、從來ノ子弟關係、家庭的ノ雰圍氣、斯ウ云フヤウナコトハ今後トモ産業上ノ美風トシテ存續セシメタイ、斯様ナ方針アリマス

次ニ産業組織ノ根本方針ニ付テ御尋ネガアリマシタガ、先刻渡邊君ニ御答へ致シタノデ、大體御説解ガ願ヘタコトト思フノデアリマス、即チ日本經濟ノ今後ノ任務ニ鑑ミマシテ、勞資對立シテ利潤ノ分配ヲ争フベキデハナイ、一致協力シテ互ヒニ國民トシテ、生活ノ職場ニ於テ是ガ發展ニ貢獻スペキモノデアリマス、隨ヒマシテ從業者ニ或ハ企業ノ株式、其ノ他ノ所有ヲ分割スルコト、又企業經營ニ從業者ヲ參加サセルコト、斯ウ云フヤウナ御意見ニ付キマシテハ洵ニ望マ

シイ所デアツテ、是ガ企業者ト從業者  
トノ合意ニ依ツテナサレルコトガ、最  
モ願ハシイ所デアルト考ヘテ居ル次第  
デアリマス・

〔國務大臣芦田均君登壇〕

○國務大臣(芦田均君) 本多君ノ御  
尋ネニナリマシタ第一點ハ、國結権理  
念ノ合法的根據ガ何處ニアルカト云フ  
質問デアリマス、「ストライキ」ヲスル  
ガ如キ行動ヲ以テ、合法的ナリト云フ  
根據ガ何處ニアルカ、斯ウ云フ御質問  
デアリマス、今日マデ労働者ノ國結権  
ハ法律上所謂放任行爲トシテ自由ヲ認  
メラレル程度デアツタ云フコトデア  
リマシタガ、本法ニ依ツテ明カニ其ノ  
第一章ニ國結権ヲ法的ニ認メタ譯デ  
アリマス、其ノ根據ハ使用者側ハ、既  
ニ「ロック・アウト」其ノ他ノ方法ニ依  
ツテ労働者ニ對シ極メテ強力ナル立場ニ  
アル、茲ニ労働者ガ平等等ノ立場ニ於テ  
使用者ト契約ヲ結ブニハ、ドウシテモ  
團結ノ力ヲ以テシナケレバ不可能デア  
リマス、常ニ個々ノ労働者ハ使用者ニ  
對シテ弱者ノ地位ニ立ツテ居ル、之ニ  
社會政策ノ上カラ見マシテモ、又民主  
主義政治ノ理念カラ見マシテモ適當デ  
アル、斯様ニ考ヘタ次第デアリマス  
次ニ勞働組合法ヲ制定スルコトハ、  
爭議誘發ノ虞ハナイカト云フ御質問デ  
アリマス、勞働組合法ノアルトナイト  
ニ拘ラズ、爭議ガ起ルト云フコトハ現實  
ノ事實デアリマス、斯クノ如キ争議ヲ圓滿

ニ調停シ、或ハ之ヲ未然ニ防ダト云フコトガ、勞働法ニ依ツテ初メテ法的ニ行ハレ得ル、此ノ勞働組合法ニ於テハ勞働委員會ナルモノヲ設ケテ、爭議ノ處アル場合、爭議ノ起ツタ場合公平ナル委員會ノ決定ニ依ツテ之ヲ調停シ、解決スルコトニ努力スル途ガ開カレタノデアリマスカラ、寧ロ將來ノ勞働爭議ヲ解決スル上ニ於テ、斯様ナ法律ヲ制定スル方ガ望マシイコトデアル、斯様ニ考ヘタ次第アリマシテ、此ノ法律ガ出來タカラ勞働争議ヲ誘發スル原因トナルトヘ考ヘ居リマセヌ。

次ニ公共事業ニ付テハ、最後のニ強制停業途ヲ開イテハドウカト云フ質問デアリマス、現行ノ爭議調停法ハ今

ニ付キマシテモ、此ノ委員會ニ於テ敏速ニ調査研究ヲ致シマシテ、何等カノ成案ヲ得ダイト考ヘ居リマス。

○國務大臣子爵源澤敬三君登壇

ス、其ノ爭議調停法ノ中ニハ、公共事業ニ關シテハ最後のニ強制調停ラナシ得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシムル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウカト云フ御説デアリマシタ、最低賃金ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限ニ付キマシテハ、十一月初頭ヨリ戰時賃金統制令ニ依ル公定額ハ至急改正ス

得税ハ資産ノ所得、事業所得、勤労所得等ノ、即チ所得ノ種類ニ依リマシテ

税率ヲ異ニスル比例課税ヲナシマシキマシテハ、今茲ニ論議ヲ差控ヘマス

ノ適用ヲ受ケルコトニナツテ居リマスガ、更ニ検討スルコト致シタイト考

ヘテ居リマス、最低賃金制度ニ付キマシテハ、御説ノ趣意ヲ參酌致シマシテ、今後篤ト考慮致ス積リデアリマス。

最後ニ失業保険制度ヲ設ケナケレバ、勞働行政ノ空虚ナルコトヲ示ス結果ニナルデハナイカト云フ御説デアリ

シタ、失業保険問題ニ付キマシテハ、既ニ本議會ニ於テモ一、二回政府

ノ所存ヲ述ベタト考ヘテ居リマスガ、目下保険制度審議會ト云フ委員會ヲ組

ハ、既ニ本議會ニ於テモ一、二回政府

ノ所存ヲ述ベタト考ヘテ居リマスガ、

イタ譯デアリマスガ、失業保険ノ問題

ニ付キマシテモ、此ノ委員會ニ於テ敏速ニ調査研究ヲ致シマシテ、何等カノ

成案ヲ得ダイト考ヘテ居リマス。

○國務大臣子爵源澤敬三君登壇

ス、其ノ争議調停法ノ中ニハ、公共事

業ニ關シテハ最後のニ強制調停ラナシ得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウカト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ事態ニ合致セシム

ル爲ニ最低賃金ノ制度ヲ定メテハドウ

カト云フ御説デアリマシタ、最低賃金

ルコトニ致シテ居リマス、時間ノ制限

ニ付キマシテハ、昭和十五年ノ税制改

得ル途ヲ開キタイト考ヘマシテ、其ノ

方面ニ研究ヲ進メテ居リマス。

次ニ勞働賃金ノ最低賃金制度、或

ハ現在ノ時間制限、何レモ新事態ニ即應

シナイ、更ニ新シキ

際労働條約ヲ承認シ、一週四十八時間制ヲ採用シテ、之ニ應フベキモノニアルト云フコトヲ主張致シタノデアリマスガ、今日ニ至ルマデ其ノ事ナク終ツダノデアリマス、此ノ低賃金、長労働時間ニ立脚スルト云フ日本ノ産業ノ弱點ト云フモノハ、戰時中モ其ノ儘續致シマシテ、寧ロ日本ノ産業ハ戰時中、中小工業が徒ラニ横ニ擴ガツタ云フヤウナ形態ヲ具ヘテ居ルニ過ギナカツタノデアリマス、近代工業ノ中権ヲ成スト言ハルル航空機工業ニ於テスラ其ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ト同ジ航空機産業ニ從事スル労働者ヲ抱シナガラ、「アメリカ」ノ十分ノ一程ノ生産能力スラ擧ゲルコトノ出來ナカツタト云フ實情ハ、正ニ茲ニ基因スルノデアリマス、日本ノ飛行機ノ六割ヲ生産シタト稱スル三菱重工業ノ名古屋工場ニ於テ、其ノ飛行機ノ製品ヲ各務ケ原ノ飛行場ニ送ル場合ニ牛車ヲ使ツテ居テ、牛ヲ運搬スルノニ寧ロ「トラック」ヲ使ツテ居タト云フヤウナ事實ハ、日本ノ産業ノ弱點ヲマザヘト露呈シテ居タモノデナカツタカト思フノデアリマス、然ルニ戰後ニ至リマシテ、我ガ國ノ産業政策ヲ如何ニスベキカハ各方面ノ検討ノ材料トナツデ居リマスガ、之ニ對シテ未だ根本的ナル意見ヲ承ルコトハ出來ナイ、新日本建設ノ方向ヲ述ベタ日本産業ノ代表者ト言ハル鮎川義介氏ハ、終戰後日本ノ産業ノ復興ハ低賃

金ニアリ、失業者ガ殖エテ賃金ガ低下スルナラバ、日本ノ産業ハ復興ノ機會ヲ得ルデアラウト云フコトヲ放言シテ居ルノデアリマス、是ガ我ガ國ノ所謂シマシテ、寧ロ日本ノ産業ハ戰時中、中小工業が徒ラニ横ニ擴ガツタ云フヤウナ形態ヲ具ヘテ居ルニ過ギナカツタノデアリマス、近代工業ノ中権ヲ成スト言ハルル航空機工業ニ於テスラ其ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ト同ジ航空機産業ニ從事スル労働者ヲ抱シナガラ、「アメリカ」ノ十分ノ一程ノ生産能力スラ擧ゲルコトノ出來ナカツタト云フ實情ハ、正ニ茲ニ基因スルノデアリマス、日本ノ飛行機ノ六割ヲ生産シタト稱スル三菱重工業ノ名古屋工場ニ於テ、其ノ飛行機ノ製品ヲ各務ケ原ノ飛行場ニ送ル場合ニ牛車ヲ使ツテ居テ、牛ヲ運搬スルノニ寧ロ「トラック」ヲ使ツテ居タト云フヤウナ事實ハ、日本ノ産業ノ弱點ヲマザヘト露呈シテ居タモノデナカツタカト思フノデアリマス、然ルニ戰後ニ至リマシテ、我ガ國ノ産業政策ヲ如何ニスベキカハ各方面ノ検討ノ材料トナツデ居リマスガ、之ニ對シテ未だ根本的ナル意見ヲ承ルコトハ出來ナイ、新日本建設ノ方向ヲ述ベタ日本産業ノ代表者ト言ハル鮎川義介氏ハ、終戰後日本ノ産業ノ復興ハ低賃

金ニアリ、失業者ガ殖エテ賃金ガ低下スルナラバ、日本ノ産業ハ復興ノ機會ヲ得ルデアラウト云フコトヲ放言シテ居ルノデアリマス、是ガ我ガ國ノ所謂シマシテ、寧ロ日本ノ産業ハ戰時中、中小工業が徒ラニ横ニ擴ガツタ云フヤウナ形態ヲ具ヘテ居ルニ過ギナカツタノデアリマス、近代工業ノ中権ヲ成スト言ハルル航空機工業ニ於テスラ其ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ノ十分ノ一程ノ生産能力スラ擧ゲルコトノ出來ナカツタト云フ實情ハ、正ニ茲ニ基因スルノデアリマス、日本ノ飛行機ノ六割ヲ生産シタト稱スル三菱重工業ノ名古屋工場ニ於テ、其ノ飛行機ノ製品ヲ各務ケ原ノ飛行場ニ送ル場合ニ牛車ヲ使ツテ居テ、牛ヲ運搬スルノニ寧ロ「トラック」ヲ使ツテ居タト云フヤウナ事實ハ、日本ノ産業ノ弱點ヲマザヘト露呈シテ居タモノデナカツタカト思フノデアリマス、然ルニ戰後ニ至リマシテ、我ガ國ノ産業政策ヲ如何ニスベキカハ各方面ノ検討ノ材料トナツデ居リマスガ、之ニ對シテ未だ根本的ナル意見ヲ承ルコトハ出來ナイ、新日本建設ノ方向ヲ述ベタ日本産業ノ代表者ト言ハル鮎川義介氏ハ、終戰後日本ノ産業ノ復興ハ低賃

金ニアリ、失業者ガ殖エテ賃金ガ低下スルナラバ、日本ノ産業ハ復興ノ機會ヲ得ルデアラウト云フコトヲ放言シテ居ルノデアリマス、是ガ我ガ國ノ所謂シマシテ、寧ロ日本ノ産業ハ戰時中、中小工業が徒ラニ横ニ擴ガツタ云フヤウナ形態ヲ具ヘテ居ルニ過ギナカツタノデアリマス、近代工業ノ中権ヲ成スト言ハルル航空機工業ニ於テスラ其ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ノ十分ノ一程ノ生産能力スラ擧ゲルコトノ出來ナカツタト云フ實情ハ、正ニ茲ニ基因スルノデアリマス、日本ノ飛行機ノ六割ヲ生産シタト稱スル三菱重工業ノ名古屋工場ニ於テ、其ノ飛行機ノ製品ヲ各務ケ原ノ飛行場ニ送ル場合ニ牛車ヲ使ツテ居テ、牛ヲ運搬スルノニ寧ロ「トラック」ヲ使ツテ居タト云フヤウナ事實ハ、日本ノ産業ノ弱點ヲマザヘト露呈シテ居タモノデナカツタカト思フノデアリマス、然ルニ戰後ニ至リマシテ、我ガ國ノ産業政策ヲ如何ニスベキカハ各方面ノ検討ノ材料トナツデ居リマスガ、之ニ對シテ未だ根本的ナル意見ヲ承ルコトハ出來ナイ、新日本建設ノ方向ヲ述ベタ日本産業ノ代表者ト言ハル鮎川義介氏ハ、終戰後日本ノ産業ノ復興ハ低賃

金ニアリ、失業者ガ殖エテ賃金ガ低下スルナラバ、日本ノ産業ハ復興ノ機會ヲ得ルデアラウト云フコトヲ放言シテ居ルノデアリマス、是ガ我ガ國ノ所謂シマシテ、寧ロ日本ノ産業ハ戰時中、中小工業が徒ラニ横ニ擴ガツタ云フヤウナ形態ヲ具ヘテ居ルニ過ギナカツタノデアリマス、近代工業ノ中権ヲ成スト言ハルル航空機工業ニ於テスラ其ノ感ハ深カツタノデアル、「アメリカ」ノ十分ノ一程ノ生産能力スラ擧ゲルコトノ出來ナカツタト云フ實情ハ、正ニ茲ニ基因スルノデアリマス、日本ノ飛行機ノ六割ヲ生産シタト稱スル三菱重工業ノ名古屋工場ニ於テ、其ノ飛行機ノ製品ヲ各務ケ原ノ飛行場ニ送ル場合ニ牛車ヲ使ツテ居テ、牛ヲ運搬スルノニ寧ロ「トラック」ヲ使ツテ居タト云フヤウナ事實ハ、日本ノ産業ノ弱點ヲマザヘト露呈シテ居タモノデナカツタカト思フノデアリマス、然ルニ戰後ニ至リマシテ、我ガ國ノ産業政策ヲ如何ニスベキカハ各方面ノ検討ノ材料トナツデ居リマスガ、之ニ對シテ未だ根本的ナル意見ヲ承ルコトハ出來ナイ、新日本建設ノ方向ヲ述ベタ日本産業ノ代表者ト言ハル鮎川義介氏ハ、終戰後日本ノ産業ノ復興ハ低賃

テ、如何ナル改正ヲナシントスルノデ  
アルカ、又勞働爭議ノ所謂自然調停ト  
云フモノニ對シテ如何ナル方針ヲ持タ  
レルノデアルカ、此ノ點ニ付テノ御答  
辯ヲ煩ヘシタイト存ジマス

第五ニ現下ノ急務デアル石炭ノ増産  
ニ付テ、商工當局ニ御尋ネラ申上ゲタ  
イノデアリマス、我々ハ光般石炭ノ増  
産ニ關スル我々所見ヲ當局ニ具申  
致シマシタ、其ノ要旨トスル所ハ從  
業組合ヲ作ツテ、其ノ從業員ノ熱  
意ヲ喚起スルコトニ依ツテ石炭ノ增  
産ヲ圖ルベシト云フノデアリマス、  
然ルニ其ノ後商工當局ノ案ヲ見マズ  
ルト、石炭廳ヲ御作リニナリ、從業  
命令ヲ發動シテ此ノ危機ヲ突破セラ  
レントスルヤウデアリマス、我々ノ  
要求スルノハ石炭ノ増産デアツテ、官  
廳ノ増産デヘナインデアル、法令ノ制  
定デハナインデアリマス、從來我ガ國  
ノ官廳ハ事有ル毎ニ役所ヲ増設シ、事  
有ル毎ニ法令ヲ制定シ、法令ト官廳ノ  
増産ハ出來テ居ルケレドモ、具體的ナ  
ル現物ノ物資ノ増産ハ、常ニ出來ナイ  
ト云フノガ我國ノ從來ノ官廳ノ弊デ  
アル(拍手)ニ對シテ商工當局ハ如何  
ナル對策ヲ持ツノデアルカ、我々ノ觀  
察所ニ依リマスルナラバ、現在炭礦從  
業員ハ二十數萬居ルト存ジマスガ、二  
十數萬ノ炭礦從業員ハ全ク熱意ヲ失  
テ居ル、其ノ熱意ヲ失ツテ居ル根本ノ  
原因ハ、低賃銀ト、食糧難ト、配給ノ  
不正、言ヒ換ヘルナラバ炭礦ノ從業員

ヲ人間トシテ取扱ツテ居ラヌ點ニアル  
ノデアリマス(拍手)私ノ所ニ參リマシ  
タ當初炭礦坑夫ノ總フル所ニ依リマス  
ルト、炭礦坑夫ガ一日働きニ持ツテ行  
ク所ノ辦當、晝食ノ婦當ダケデ六圓五  
十錢掛ル、而モソレニ依ツチ得ル所ノ  
賃金ハ八圓デアル、是デドウシテ炭礦  
坑夫ガ石炭ヲ掘ル所ノ熱情ガ湧クア  
ラウカト言ツテ居ル、新聞紙ノ傳フル  
所ニ依レバ、北海道ニ於ケル美唄ノ炭  
礦ニ於テハ炭礦坑夫ノ賃銀、手當ヲ合  
セテ二十圓ニスペキモノニアルトノ要  
求ガ出サレテ居ルノデアリマスルガ、  
少クトモ最低ノ食糧ヲ政府ニ依ツテ確  
保スルカ、然ラズンバ二十圓程度ノ炭  
礦質銀ニマテ上ダルニアラズンバ、此  
ノ石炭危機ハ斷ジテ切抜ケルコトハ出  
來メト信ズルガ、政府ノ所見如何

次ニ私ハ正文ノ内容ニ付テ、二、三  
點ヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス、此ノ  
法律、勞働組合法案ハ國頭ニ申上ゲマ  
シタヤウニ、各國ニ於テ勞働組合ガ問  
題トナツタ多クノ點ハ、之ニ取入レタ  
レテ解決ヲ致シテ居リマス、例へバ  
「タッフ・ペール」事件トシテ有名ナル  
組合ノ賃償問題ニ付テハ、本法案ノ  
第十二條ニ依ツテ解決ヲ致シテ居  
リマス、或ハ「オスボーン」判決トシ  
テ世界的ニ有名ナル政治資金ノ問題

ニ付キマシチハ、第十三條ニ依ツテ  
解決ヲ致シテ居リマス、併シ今一ツ  
前爭議團ニ立法例ニ於テ問題トナツテ居  
リマスル勞働爭議ニ對スル「ピケッ  
チング」所謂爭議ヲスル場合ニ、オ  
ル所ニ依リマスルナラバ、現在炭礦從  
業員ハ二十數萬居ルト存ジマスガ、二  
十數萬ノ炭礦從業員ハ全ク熱意ヲ失  
テ居ル、其ノ熱意ヲ失ツテ居ル根本ノ  
原因ハ、低賃銀ト、食糧難ト、配給ノ  
不正、言ヒ換ヘルナラバ炭礦ノ從業員

ノ如クデアリマス、獨リ我國ニ於キ  
ガ、此ノ第一條第二項ノ趣旨ハ各國  
ニ於テ問題トナツテ居ル「ピケッチ  
ング」ノ如キモノニ對シテハ、之ヲ合法  
ナリト斯様ナ見地ニ立ツテ居ルモノデ  
アルカドウカ、此ノ點ヲハツキリト御  
答辯ガ願ヒタイト存ズルノデアリ  
マス

行篇ニシテ」云々ト書イテ居リマスル

萬、昭和十年末ニハ二百四十四、五萬

人間トシテ取扱ツテ居ラヌ點ニアル

ノデアリマス(拍手)私ノ所ニ參リマシ

タ當初炭礦坑夫ノ總フル所ニ依リマス  
ルト、炭礦坑夫ガ一日働きニ持ツテ行  
ク所ノ辦當、晝食ノ婦當ダケデ六圓五  
十錢掛ル、而モソレニ依ツチ得ル所ノ  
賃金ハ八圓デアル、是デドウシテ炭礦  
坑夫ガ石炭ヲ掘ル所ノ熱情ガ湧クア  
ラウカト言ツテ居ル、新聞紙ノ傳フル  
所ニ依レバ、北海道ニ於ケル美唄ノ炭  
礦ニ於テハ炭礦坑夫ノ賃銀、手當ヲ合  
セテ二十圓ニスペキモノニアルトノ要  
求ガ出サレテ居ルノデアリマスルガ、  
少クトモ最低ノ食糧ヲ政府ニ依ツテ確  
保スルカ、然ラズンバ二十圓程度ノ炭  
礦質銀ニマテ上ダルニアラズンバ、此  
ノ石炭危機ハ斷ジテ切抜ケルコトハ出  
來メト信ズルガ、政府ノ所見如何

次ニ私ハ正文ノ内容ニ付テ、二、三  
點ヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス、此ノ  
法律、勞働組合法案ハ國頭ニ申上ゲマ  
シタヤウニ、各國ニ於テ勞働組合ガ問  
題トナツタ多クノ點ハ、之ニ取入レタ  
レテ解決ヲ致シテ居リマス、例へバ  
「タッフ・ペール」事件トシテ有名ナル  
組合ノ賃償問題ニ付テハ、本法案ノ  
第十二條ニ依ツテ解決ヲ致シテ居  
リマス、或ハ「オスボーン」判決トシ  
テ世界的ニ有名ナル政治資金ノ問題

ニ付キマシチハ、第十三條ニ依ツテ  
解決ヲ致シテ居リマス、併シ今一ツ  
前爭議團ニ立法例ニ於テ問題トナツテ居  
リマスル勞働爭議ニ對スル「ピケッ  
チング」所謂爭議ヲスル場合ニ、オ  
ル所ニ依リマスルナラバ、現在炭礦從  
業員ハ二十數萬居ルト存ジマスガ、二  
十數萬ノ炭礦從業員ハ全ク熱意ヲ失  
テ居ル、其ノ熱意ヲ失ツテ居ル根本ノ  
原因ハ、低賃銀ト、食糧難ト、配給ノ  
不正、言ヒ換ヘルナラバ炭礦ノ從業員

ノ如クデアリマス、獨リ我國ニ於キ

マシチハ勞働保護ノ趣旨ニ於キ

是レ亦周知ノ事實アリマス、此ノ勞

働保護ノ趣旨ニ於キ

ガ、日本ラシテ斯クノ如キ悲境ニ陷レ

アルカドウカ、此ノ點ヲハツキリト御

答辯ガ願ヒタイト存ズルノデアリ  
マス

繕セシムルカ、現在アル勞働協會、之

ヲ如何ニ處置セントスルモノアルカ、

厚生當局ニ御尋ネタ致シタインデアリ  
マス

繕セシムルカ、現在アル勞働協會、之

ヲ如何ニ處置セントスルモノアルカ、

河野君ヨリ私ニ對スル御質疑ノ要點

○國務大臣(男爵原喜重郎君)只今

ハ、先づ「ボッダム」宣言ト此ノ勞働組合法トノ關係如何ト云フコトト、ソレカラ本案ノ通過實施ニ付テノ私ノ考へ如何ト云フ點アリマス、之ニ御答申上ダスマ、「ボッダム」宣言ニ於キマシテ、我方國ハ民主主義的傾向ノ復活、強化ニ對スル一切ノ妨害ヲ除去スベシト云フコトニナツテ居ルノアリマス、此ノ民主主義的傾向ノ復活、強化ニ付キマシテ當然考へ位向上ノ問題アリマス、私ハ本案ノ成立ニ依リマシテ、勞働者ノ團結權ヲ保障シ、團體交渉權ヲ保護シ、助成シ、以テ勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ、我ガ國ノ經濟ノ民主主義的發展ニ寄與スルコトガ大ナルモノガアリト信

テ居ルノデアリマス、何モ「ボッダム」宣官ニ書イテアルカラ厭ヤマナガラ斯ウ云ツダヤウナ方角ニ進ンデ行クト云フコトデハアリマセヌ、日本ノ將來ヲ思ヒ、日本ノ經濟ノ前途ヲ考ヘマスレバ、ドウシテモ此ノ方向ニ進ンデ行クタシカナイト私ハ考ヘテ居リマス、是ガ即チ我ガ國ノ國利民福ニ寄與スル所マス

〔國務大臣小笠原三九郎君登壇〕  
○國務大臣(小笠原三九郎君) 河野君  
御質問ニ對シマシテ御答へ致シマス、日本ノ產業ハ將來技術ノ向上、能

テ、組合員ノ熟慮ヲ喚起シテ、石炭ノ車ノ増進ニ大イニ力ヲ入レナケレバナ

ラスト考ヘテ居リマス、而シテ能率ノ増進ニ依ツテ得マシタ利益ハ當然之ヲ勞資雙方に收得セシム、勞働者ニ對シテハ就業時間ノ短縮、賃金ノ增加ヲ圖リ、以テ勞働條件ノ改善ニ資シテ、尙ホ能率向上ヲ進メタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、次ニ產業ノ復興ニハ勞働ガ基礎デハナカト云フ御話ニ對シマシテハ、此ノ御意見ハ全然同感テアリマス、特ニ日本ガ外國ヨリ原料ヲ輸入シ、製品ヲ輸出物資ノ見返リ等トシテ輸出シナケレバナラヌ場合ニ、勞働ガ其ノ基礎アリマスルコトヘ申スマデモナイコトデゴザイマシテ、私共モ河野君ト同様ナ考ヘヲ持ツテ居ル次第ゴザイマス

其ノ次ニ重要產業ヲ國營化シタラドウカト云フ御意見デアリマシタガ、之ニ付テハ、私共モ產業ノ國營ト云フコトハ、必ズシモ產業ノ民主主義化ト抵觸スルモノデナイ、斯ウハ考ヘテ居リスガ、併シ敗戦後ニ於キマスル我ガ國ノ國情、各般ノ狀況等カラ見マシテ、主要產業ヲ國營化スルト云フ意思ハ、現在ノ所持ツテ居リマス

ソレカラ先般河野君等、社會黨ノ各位ガ決議書ヲ齎サレマシテ、炭礦ニ對シテ色々御要望ガゴザイマシタ、御尤モナ點モ多々アルノデゴザイマスルガ、今御尋ネニナリマシタ二ツノ點ダケニ付テ御答ヘテ申上ダスマ、ソレハ一つハ勞働組合ヲ各炭礦デ結成サセテ、組合員ノ熟慮ヲ喚起シテ、石炭ノ

〔國務大臣田中武雄君登壇〕  
○國務大臣(田中武雄君) 河野君ニ御

問ニ係ル第一問中、組合法案ノ中ニ於テ争議調停ニ關スル規定ガ極メテ大筋ラスト考ヘテ居リマスガ、此ノ御意見ハ、其ノ間ニ何等カノ機構ガ要ルト思テ居リマシテ、業者ノ側ニモ十分責任ヲ負ツテ貰ハナケレバナラヌト考ヘマスシテ、又勞働者ノ側ニモ、十分其ノ分配ノ公平デアルト云フコトヲ、納得シテ貰ハナケレバナラヌト思ヒマスルノデ、其ノ間ニ何等カノ機構ガ要ルト思テ居リマスルガ、目下研究中ゴザ

〔國務大臣吉田均君登壇〕  
○國務大臣(吉田均君) 河野君ノ御質問ニ對シマシテ御答へ致シマス、日本ノ產業ハ將來技術ノ向上、能

テ、組合員ノ熟慮ヲ喚起シテ、石炭ノ車ノ増進ニ大イニ力ヲ入レナケレバナ

ラスト考ヘテ居リマス、而シテ能率ノ増進ニ依ツテ得マシタ利益ハ當然之ヲ勞資雙方に收得セシム、勞働者ニ對シテハ就業時間ノ短縮、賃金ノ增加ヲ圖リ、以テ勞働條件ノ改善ニ資シテ、尙ホ能率向上ヲ進メタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、次ニ產業ノ復興ニハ勞働ガ基礎デハナカト云フ御話ニ對シマシテハ、此ノ御意見ハ全然同感テアリマス、特ニ日本ガ外國ヨリ原料ヲ輸入シ、製品ヲ輸出物資ノ見返リ等トシテ輸出シナケレバナラヌ場合ニ、勞働ガ其ノ基礎アリマスルコトヘ申スマデモナイコトデゴザイマシテ、私共モ河野君ト同様ナ考ヘヲ持ツテ居ル次第ゴザイマス

期シマスルコトハ、最モ緊要ナ事項シテ居リマスルガ、今後ニ於キマシテ御要望アリマシタ、從業員ニ對スル食糧等ニ必需物資ノ確保ノ萬全ヲ期シ、且ツ

テ、其ノ配給權ヲ勞働組合ニ與ヘ、後顧ノ憂ヒナク増産ニ專念セシムコトト云

アリマス、其ノ配給權ヲ勞働組合ニ與ヘ、後顧ノ憂ヒナク増産ニ專念セシムコトト云

アリマス、其



外カラノ輸入ノ杜絕、國內生産ノ減退、殊ニ失般ノ風水害ニ因リマス鹽田ノ莫大ナル被害ニ伴ヒマス生産ノ激減ニ因リマシテ極度ニ逼迫シ、國民生活確保ノ上カラ相當憂慮スペキ狀態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、斯カル事態ニ對處シマシテ、國內ニ於ケル鹽ノ增產及ビ是ガ輸入ニ付キマシテハ、特段ノ努力ヲ致シ居ルノデアリマスガ、鹽增產方策ノ一フトシテ、戰時行政特例法ニ基キ鹽專賣法ノ特例トシテ實施シテ參リマシタ所謂自給製鹽ニ付テ、鹽專賣法自體ニ之ガ實施ニ必要ナル法制的措置ヲ講ズルト共ニ、現在著シタ低廉ニ失シテ居リマス鹽ノ價格ノ引上行ヒ、以テ鹽ノ生產意欲ヲ昂揚シ、一層自給製鹽ノ普及ヲ圖リ、又鹽ノ效率的使用ト、消費節約ヲ更ニ徹底セシメ、併セテ國庫負擔ノ輕減ニ資スルコトハ、現下最モ緊要ナル措置デアリマスカラ、茲ニ本法律案ヲ提出シタ次第デアリマス。

次ニ昭和二十年法律第十八號中改正法律案ニ付テ御説明ヲ致シマス、今回提出致シマシタ昭和二十年度成入歳出總額算追加案第二號ニ計上致シマシタル經費ノ財源ト致シマシテハ、同經費相當額ノ公債發行ヲ要スルノデアリマスノデ、本法律案ヲ提出致シマシタガ、是ガ爲ニハ同法第一條ニ規定スル大第デアリマス、以上二件ノ法律案ニ付キマシテハ、何卒御審議ノ上遠カニ

協賛ヲ與ヘラレントラ希望スル次第デアリマス(拍手)。

○議長(島田俊雄君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰り致シマス

○長野高一君 日程第二、第三ノ兩案ハ之ヲ一括議長指名十八名ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 長野君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決メマシ

タ一日程第四、鹽絲業法改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——紅露農林政務次官

ノ第一讀會ヲ開キマス——紅露農林政務次官

ノ第一讀會ヲ開キマス——紅露農林政務次官

第一條 鹽絲業法改正法律案(政府提出)

第一讀會

### 鹽絲業法改正法律案

#### 鹽絲業法

第一條 本法ニ於テ鹽絲トハ鹽種、繩、生絲其ノ他命令ヲ以テ定ムル

第二條 鹽種製造業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 原鹽繩種タル繩種ノ品種ハ主務大臣之ヲ定ム

第四條 原鹽繩種ハ政府又ハ當該原繩種ノ品種ノ選出育成者ニ非ザレバ、製造スルコトヲ得ズ

第五條 原鹽繩種ノ品種ノ選出育成者ハ、當該原繩種ノ品種ノ選出育成者ニ非ザレバ、製造スルコトヲ不得ズ

令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ他ノ者ヲシテ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ原鹽繩種ノ製造ヲ行ハシムルコトヲ得

第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽種ノ品種ノ選出育成者ヲシテ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ原鹽繩種ヲ提出セシメ當該品種ノ原鹽繩種ヲ製造シ之ヲ配付スルコトヲ得

第六條 鹽種ノ品種ノ選出育成者ハ其ノ選出育成ニ係ル品種ノ鹽種ヲ製造シ之ヲ配付スルコトヲ得

第七條 原鹽繩種ハ都道府縣又ハ命令ヲ以テ定ムル鹽種製造業者ニ非ザレバ、製造スルコトヲ得ズ

第八條 普通鹽種ノ製造ハ主務大臣ノ定ムル交配形式ニ依ルベシ

第九條 普通鹽種ハ原鹽繩種又ハ原鹽繩ヨリ產出シタル繩ヲ用フルニ非ザレバ、製造スルコトヲ得ズ

第十條 普通鹽種ノ製造ハ主務大臣ノ定ムル交配形式ニ依ルベシ

第十一條 學術研究ノ爲ニ鹽種ノ製造又ハ鹽兒ノ飼育ヲ爲ス場合ニ於テ行政官廳第三條、第四條又ハ第六條乃至第九條ノ規定ヲ適用スル必要ナシト認ムルトキハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第十二條 都道府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽種ニ關スル検査其ノ他鹽病ノ撲滅又ハ豫防ノ爲必要ナル吏員ヲ置クベシ

第十三條 鹽種ノ輸出又ハ輸入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ得ズ

第十四條 行政官廳ハ桑苗ノ検査又ハ桑苗若ハ野蠶ノ病蟲害ノ驅除若ハ豫防ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ行フベシ

第十五條 蘭ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽種製造業者ガ

ケ又ハ自ラ検査ヲ行ヒタル場合ニ於テ監督上必要アリト認ムルトキハ都道府縣ハ更ニ検査ヲ行フコトヲ得

第十六條 生絲ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ノ生絲検査所ノ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第十七條 主務大臣前二條ノ規定ヲ適用スル必要ナシト認ムルトキハ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第十八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽業ヲ營マントスル者ニ對シ行政官廳ノ許可ヲ受クベキコトヲ命令ヲ以テ其ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第十九條 行政官廳ハ第二條又ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得

第二十條 主務大臣ハ鹽絲ノ需給ノ調整、價格ノ安定又ハ輸出ノ振興上特に必要アリト認ムル時キハ鹽絲ノ生産、加工、輸出、輸入又ハ取扱ヲ業トスル者(以下鹽絲業者ト稱ス)ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ

依リ蠶絲ノ生產、配給、消費、使用、價格、輸出又ハ輸入ノ統制ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得  
ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ蠶絲協同組合ヲ設立スルコトヲ得

蠶絲協同組合ハ法人トス

第二十二條 蠶絲協同組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フコトヲ得

一 組合員ノ生産又ハ取扱ニ係ル  
蠶絲ノ加工又ハ販賣

二 組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ共同購入及共同設備ノ設置

三 組合員ノ生産シタル蠶絲ノ檢査

四 前各號ニ掲タルモノノ外蠶絲協同組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

第二十三條 蠶絲協同組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フシ

蠶絲協同組合ニ非ざルモノハ其ノ名稱中ニ蠶絲協同組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フシ

設立者ト爲リ定款ヲ作成シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後二週間以内ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ

登記ヲ爲スベシ  
電線協同組合ハ前項ノ設立ノ登記  
ヲ爲スヰ園リオ成立ス

第二十六條 繩絲協同組合ノ總會ヲ  
置ク

總會ハ繩組合員ヲ以テ之ヲ組織ス  
繩絲協同組合ハ定款ノ定ムル所ニ  
依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設ク  
ルコトヲ得

第二十七條 組合員ハ總會ニ於テ各  
一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定  
ムル所ニ依リ一人ニ付議決權額數  
ノ十分ノ二ヲ超エザル範圍内ニ於  
テ出資口數ニ應ジ二個以上ノ議決  
權ヲ有セシムルコトヲ得

第二十八條 繩絲協同組合ニ理事及  
監事ヲ置ク

理事及監事ハ組合員又ハ組合員タ  
ル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中  
ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス但シ組  
合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ  
以テ之ヲ定ムベシ

特別ノ事由アルトキハ理事及監事  
ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選  
任スルコトヲ得

第二十九條 繩絲業者又ハ其ノ團體  
(農業團體ヲ含ム)ハ繩絲業ノ改良  
發達及統制ヲ圖ル目的ヲ以テ繩絲  
業會ヲ設立スルコトヲ得

第三十條 蠶絲業會ハ法人トス  
營ム者又ハ其ノ團體ハ蠶絲業會ノ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ト  
爲ルコトヲ得

蠶絲業會ハ法人トス

第三十一條 蠶絲業會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 蠶絲業ノ指導獎勵ニ關スル施設

二 蠶絲業ノ聯絡及統制ニ關スル施設

三 蠶絲業ニ關スル調查及研究

四 前各號ニ掲タルモノノ外蠶絲業會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル  
ニ掲タル事業ヲ行フコトヲ得

施設

第三十二條 蠶絲業會ヲ設立セントスルキハ蠶絲業者十人以上設立セ  
ノ外第二十二條第一號乃至第三號ニ掲タル事業ヲ行フコトヲ得

第三十三條 蠶絲業會ハ前項各號ニ掲タル事務者ト爲リ地區内ノ會員タル資格ヲ  
有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必  
要ナル事項ヲ譲決スベシ

全國ヲ地圖トスル蠶絲業會ヲ設立セントスル場合ニ於テ特別ノ事由  
ニ因リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ蠶絲業者二十五人以上設立  
者ト爲リ設立ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第三十四條ノ規定ハ蠶絲業會ノ設立ニ之ヲ適用ス

第三十二條 蠶絲業會ハ其ノ會員ニ

對シ經營ヲ賦課スルコトヲ得  
蠶絲業會員ノ事業ヲ行フ爲必要モ  
ルトキハ會員ヲシテ出資ヲ爲サン  
ムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ會員ヲシテ出資  
ヲ爲サンシムル蠶絲業會ノ會員ハ山  
賚一口以上ヲ有スベシ  
第二項ノ規定ニ依リ會員ヲシテ山  
賚ヲ爲サンシムル蠶絲業會ノ會員ハ  
責任ハ第一項ノ規定ニ依ル費用等  
擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス  
第三十三條 蠶絲業會ハ定款ノ定  
ル所ニ依リ會員ニ對シ過怠金ヲ課  
スルコトヲ得  
第三十四條 蠶絲業會ニ總會及評議  
員會ヲ置タ  
總會ハ議員及特別議員ヲ以テ之ヲ  
組織ス  
評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織  
ス  
第三十五條 議員ハ定款ノ定ムル比  
ニ依リ會員ノ中ヨリ會員之ヲ選舉  
ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ  
ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコト  
ヲ得  
特別議員ハ蠶絲業ニ關シ學識經驗  
アル者ノ中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任  
ス  
第三十六條 議員及特別議員ノ中ヨリ  
ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス  
總會ニ於テ之ヲ選任ス  
第三十七條 主務大臣ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ蠶絲業會ノ申請ニ因リ  
其ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ對  
シ當該蠶絲業會ニ加入スベキコト  
ヲ命ズルコトヲ得



處理ヲ要スル問題デアリマス、本法案ハ以上ノ趣旨ニ基キマシテ、日本蠶絲統制株式會社ヲ中心トシテ運営致シテ參リマシタ蠶絲業統制機構ノ廢止及ビ之ニ伴フ善後措置、蠶絲關係業者ノ自主的新團體組織ニ關スル法的措置並ニ原蠶種管理制度ノ根本的改正、蠶種ニ關スル制度ノ改正等ヲ内容ト致シマシテ、必要ナル規定ヲ設ケントスルモノニアリマス、何卒慎重御審議ノ上御協賛アランコトヲ切ニ御願ヒ致ス次第アリマス(拍手)○議長(島田俊雄君) 本案ノ審査ヲ付託セラレンコトヲ望ミマス○議長(島田俊雄君) 長野君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五乃至第八ハ便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第五、裁判所構成法戰時特例廢止法律案、日程第六、戰時民事特別法廢止法律案、日程第七、戰時刑事特別法廢止法律案、日程第八、戰時刑事及檢事ノ退職並ニ判事ノ轉所ニ關判事及檢事ノ退職並ニ判事ノ轉所ニ關

スル法律案、右四案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——岩田司法大臣	第六 戰時民事特別法廢止法律案 (政府提出、貴族院送付)	第一讀會
第五 裁判所構成法戰時特例廢止法律案 (政府提出、貴族院送付)	第七 戰時刑事特別法廢止法律案 (政府提出、貴族院送付)	第一讀會
第八 判事及檢事ノ退職並ニ裁判所ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)	第一讀會	第一讀會
裁判所構成法戰時特例ハ之ヲ廢止ス 附 則	第一讀會	第一讀會
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定 ム	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定 ム	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定 ム
舊法第一條ノ二ノ規定ニ基キ發シタル勅令ハ本法施行後ト雖モ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス	舊法第二條、第九條及第十條ノ規定ハ本法施行後ト雖モ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス	舊法第三條ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
舊法第四條乃至第六條ノ規定ハ本法施行ノ際舊法ノ規定ニ依リ現ニ繫屬中ノ上告事件又ハ抗告事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス	舊法第四條乃至第六條ノ規定ハ本法施行前舊法ノ規定ニ依リ爲シタル手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效	舊法第三條ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

戦時民事特別法廢止法律案  
戦時民事特別法ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

舊法第三條、第五條及第十四條乃至第二十二條並ニ昭和二十年法律第九號附則第三項ノ規定ハ本法施行後ト雖モ當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

舊法第十條ノ二及第十條ノ三ノ規定ハ本法施行ノ際裁判所構成法戦時特例ノ規定ニ依リ現ニ鑄屬中ノ上告事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

舊法第十一條第二項及第十二條第二項ノ規定ハ本法施行ノ際舊法第十一條第一項又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ現ニ停止又ハ中止中ノ強制執行又ハ破産手續ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本法施行前舊法ノ規定ニ依リ爲シタル手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

戦時刑事特別法廢止法律案  
戦時刑事特別法ハ之ヲ廢止ス

ノ規定ニ依ル

本法施行前舊法第一章ニ規定スル罪ヲ犯シタル者ノ處罰ニ付テハ仍同章ノ規定ニ依ル

項及第二十五條ノ規定並舊法第三項ノ規定ヲ準用スル部分ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス舊法第二十七條ノ規定ハ本法施行ノ際裁判所構成法戰時特例ノ規定ニ依リ現ニ繫屬中ノ上告事件ニ付テハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス本法施行前舊法ノ規定ニ依リ爲シタル手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

判事及檢事ノ退職竝ニ判事ノ轉所ニ關スル法律案

第一條 終戰ニ伴ヒ官吏ノ減員ヲ行フニ際シ司法大臣ハ昭和二十一年三月三十一日迄ノ間ニ於テ判事及檢事中二百二十八人ヲ限り退職ヲ命ズルコトヲ得但シ判事ニ退職ヲ命ズルニハ願ニ依ル場合ヲ除クノ外大審院ノ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前項ノ總會ハ大審院ノ判事ノ三分ノ二以上出席シタル判事ノ三分ノ二以上ノ意見ニ依ル

第二條 裁判所構成法中判事ノ轉所ニ關スル規定ハ昭和二十一年四月三十日迄ヲ限リ之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔國務大臣岩田寅造君登壇〕  
○國務大臣(岩田寅造君) 只今上程ニ

相成リマシタ四法律案ノ中、先づ裁判所構成法戰時特例廢止法律案、戰事民事特別法廢止法律案及ビ戰時刑事特別法廢止法律案ノ三法律案ノ提案理由ヲ申上ゲマス  
右各法律案ヲ以テ廢止セントスル三法律ハ、何レモ大東亜戰爭中司法制度ヲ戰時態勢下ニ置キ、民事刑事ノ全般ニ瓦リ司法事務ヲ簡略ニ運営スルコトヲ目的トシテ制定セラレタモノデアリマシテ、戰局ノ推移ニ即應シ數次ノ改正ヲ經テ、今日ニ及シダモノデアリマス、然ル所終戰後諸般ノ情勢ガ逐次平時狀態ニ復シツ、アル現在ニ於キマシテハ、右特別法ノ制定ノ理由ハ一應消滅致シマシテ、最早之ヲ維持スル必要ガナキノミナラズ、却テ國民ノ權利ノ保護ヲ全ウスル上ニ障碍トナル慮ガアリマスノデ、此ノ際之ヲ廢止セントスルモノニアリマス、是ノ法律案、殊ニ裁判所構成法戰時特例廢止法律案ガ成立致シマスレバ、二審制度ハ三審制度ニ復歸致シマシテ、裁判所ノ設立、廢止及ビ管轄區域等ヲ定メルニハ法律ヲ要スルコト相成リマス、刑事ニ於ケル管轄ノ限度二千圓ハ、現下ノ經濟状況ニ鑑ミマシテ、尙ホ之ヲ存續セシムアル必要ガアルノデアリマシテ、其ノ他ニモ現行法中尙ホ存續セシタル必要ノアル規定ガ若干アリマスノデ、是等ハ

附則ヲ以テ最小限度其ノ效力ヲ維持ス  
ル旨規定ヲ致シタモノデアリマス

次ニ判事及ビ検事ノ退職並ニ判事ノ  
轉所ニ關スル法律案ノ提案ノ理由ヲ申  
上ゲマス、本法案ハ終戦ニ伴ヒ一般官  
吏ノ減員ヲ行フニ際シ、其ノ一環トシ

テ司法官ニ付テモ減員ヲ行フ必要ガア  
リマルス所、判事及ビ検事ニハ、裁判所  
構成法ニ依ル地位ノ保障ガゴザイマス  
ノデ、退職豫定數二百二十八人ヲ限り  
一時此ノ保障ヲ撤廃シテ、之ニ退職ヲ  
命ジ、右減員ヲ實行セントスルモノデ  
アリマス、尙ホ判事ニ付キマシテハ、  
憲法ニ依ル身分ノ保障ガアルコトデア  
リマスノデ、其ノ精神ハ之ヲ十分尊重  
致シマシテ、取扱ヒノ慎重ヲ期スル爲  
ニ特別ノ法的措置ヲ講ジマシタ尙ホ  
右減員ヲ實施致シマスル時ニハ、其ノ  
結果ト致シマシテ職員ノ配置替ヲ行フ  
必要ガアリマスルノデ、判事ノ轉所ノ  
制限モ一時之ヲ撤廃セントスルモノデ  
アリマス、何卒慎重御審議ノ上、速カ  
ニ協賛ヲ與ヘラレントヲ希望致シ  
マス

○議長(島田俊雄君) 各案ノ審査ヲ付  
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔り致シ  
マス

○議長(島田俊雄君) 日程第五乃至第八ノ四  
案ハ之ヲ一括シテ政府提出入營者職業  
保険法及國民勞務手帳法廢止法律案委  
員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 長野君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

タ――日程第九、鐵道敷設法戰時特例  
廢止法律案ノ第一讀會ヲ開キマス――

者職業保障法及國民勞務手帳法廢止法  
律案委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望  
メマス

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

田中運輸大臣

「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(島田俊雄君) 告白ノ日程ヲ延期シテ  
シ本日ハ是ニテ散會サレンコトヲ望ミ  
マス

第九 鐵道敷設法戰時特例廢止法  
律案(政府提出、貴族院添付)

第一讀會

鐵道敷設法戰時特例廢止法律案  
鐵道敷設法戰時特例廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔國務大臣田中武雄君登壇〕

○國務大臣(田中武雄君) 只今議題ト  
ナリマシタ鐵道敷設法戰時特例廢止法  
律案提案ノ理由ヲ御説明致シマス

鐵道敷設法戰時特例ハ、大東亞戰爭  
ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ鐵道敷設  
法ノ規定ニ拘ラズ、政府ハ鐵道敷設法  
ノ豫定線路以外ノモノ、或ハ豫定線路  
ニシテ豫算ニ計上ナキモノノ調査敷設  
ヲ早急ニ行フコトヲ得シムル戰時法デ  
アリマスガ、戰爭終結ニ伴ヒ、其ノ必  
要ヲ認メザルコトナリマシタノデ、  
之ヲ廢止セントスルモノデアリマス、  
何卒御審議ノ上御協賛アランコトヲ希  
望致シマス(拍手)

○議長(島田俊雄君) 本案ノ審査ヲ付  
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔り致シ  
マス

○議長(島田俊雄君) 長野君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認  
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、  
本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時五十九分散會

○議長(島田俊雄君) 長野君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」と呼ブ者アリ」

○議長(島田俊雄君) 本日は是ニテ散會致シ  
マス

衆議院議事速記録第二號中正誤

頁 段 行 誤 正

一二 二 三 ○ 隆雄君 ○ 隆夫君

四五 二三 仰制 抑制

二七 二 一七 砲壘 砲壘

四八 五 未 防害者 妨害者

五一 四 苦シ 苦々シ

○長野高一君 本案モ亦政府提出入營

五二 四 末 防害者 妨害者

五三

衆議院議事速記録第四號中正誤

頁 段 行 誤 正

一二 二 三 ○ 隆雄君 ○ 隆夫君

四五 二三 仰制 抑制

二七 二 一七 砲壘 砲壘

四八 五 未 防害者 妨害者

五三